

平成30年度

《 入札・契約制度について 》

総合評価落札方式の評価基準等

平成30年4月

近畿地方整備局(港湾空港関係)

- ・本資料の公表版資料は、近畿地方整備局港湾空港部ホームページサイトに掲載しております。
<http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/business/contract.html>
- ・本資料は変更する場合がありますので、必要な都度ご確認ください。
- ・評価基準等の詳細につきましては、個別工事・業務の入札説明書をご確認願います。



総合評価落札方式に関する用語の定義

〔用語の定義〕

総合評価落札方式	価格と価格以外の要素(品質など)を総合的に評価して落札者を決定する方式
評価値	総合評価落札方式において落札者を決定するための指標であり、原則、この値の最も大きい者を落札者とする。評価値の算定方法には、技術評価点を入札価格で除して評価値を求める「除算方式」と、技術評価点と価格評価点(入札価格を点数化した値)を合計して求める「加算方式」があり、国土交通省直轄工事(港湾工事等)における総合評価落札方式では、除算方式により評価値を求めることとしている。
技術評価点	価格以外の要素を点数化した値であり、標準点、加算点、施工体制評価点の合計値として求められる。 技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点 ※施工体制評価点は、施工体制確認型総合評価落札方式を適用する工事において用いる。
標準点	入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与える点数。 要求要件を満足する者に対しては、標準点として一律100点を付与し、それ以外の場合は不合格とする。
加算点	評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数。
施工体制評価点	入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。
総合評価落札方式のタイプ	総合評価落札方式の類型。 公共工事の特性(工事内容、規模、要求要件等)に応じて、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」に大別される。



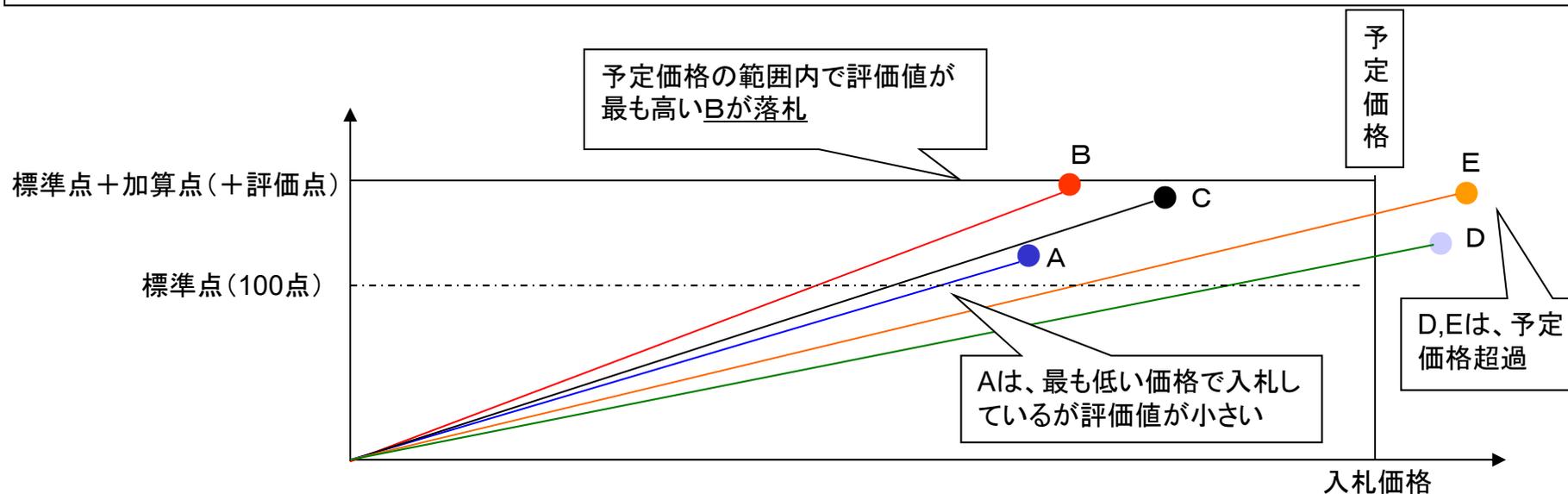
総合評価落札方式における落札者の決定方法

1. 総合評価方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除した値(評価値)の最も高いものを落札者とする。
2. 技術評価点は、標準点(100点)に技術提案の加算点を加えたものとする。
(施工体制確認型の場合は、更に施工体制評価点を加えるものとする。ただし、施工体制の審査の結果、施工体制が十分確保されると認められない場合は、技術提案の評価に係る加算点は、施工体制評価における満点に対する割合を乗じて算出する。)
3. 加算点は技術提案、施工計画、企業の施工能力等を評価して決定する。

[除算方式]

評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点(} + \text{施工体制評価点)}}{\text{入札価格}}$$





施工体制確認型の評価項目と評価点

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	
施工体制 (施工体制評価点)	品質確保の実効性	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料等により、その実効性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	Max 15点
			工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
			その他	0	
	施工体制確保の確実性	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料等により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	Max 15点
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
			その他	0	
施工体制の評価 (施工体制評価点)		30点満点			



低入札価格調査基準価格の見直し

対象：平成29年4月以降公告工事

低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札価格調査基準の運用の見直しについて

- **H29年4月1日以降に入札公告**を行う工事を対象に、直接工事費のうち、労務費の算入率を現行の95%から100%に変更する。

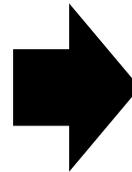
現行

【範囲】

予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
 - ・共通仮設費 × 0.90
 - ・現場管理費 × 0.90
 - ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08



H29.4.1～

【範囲】

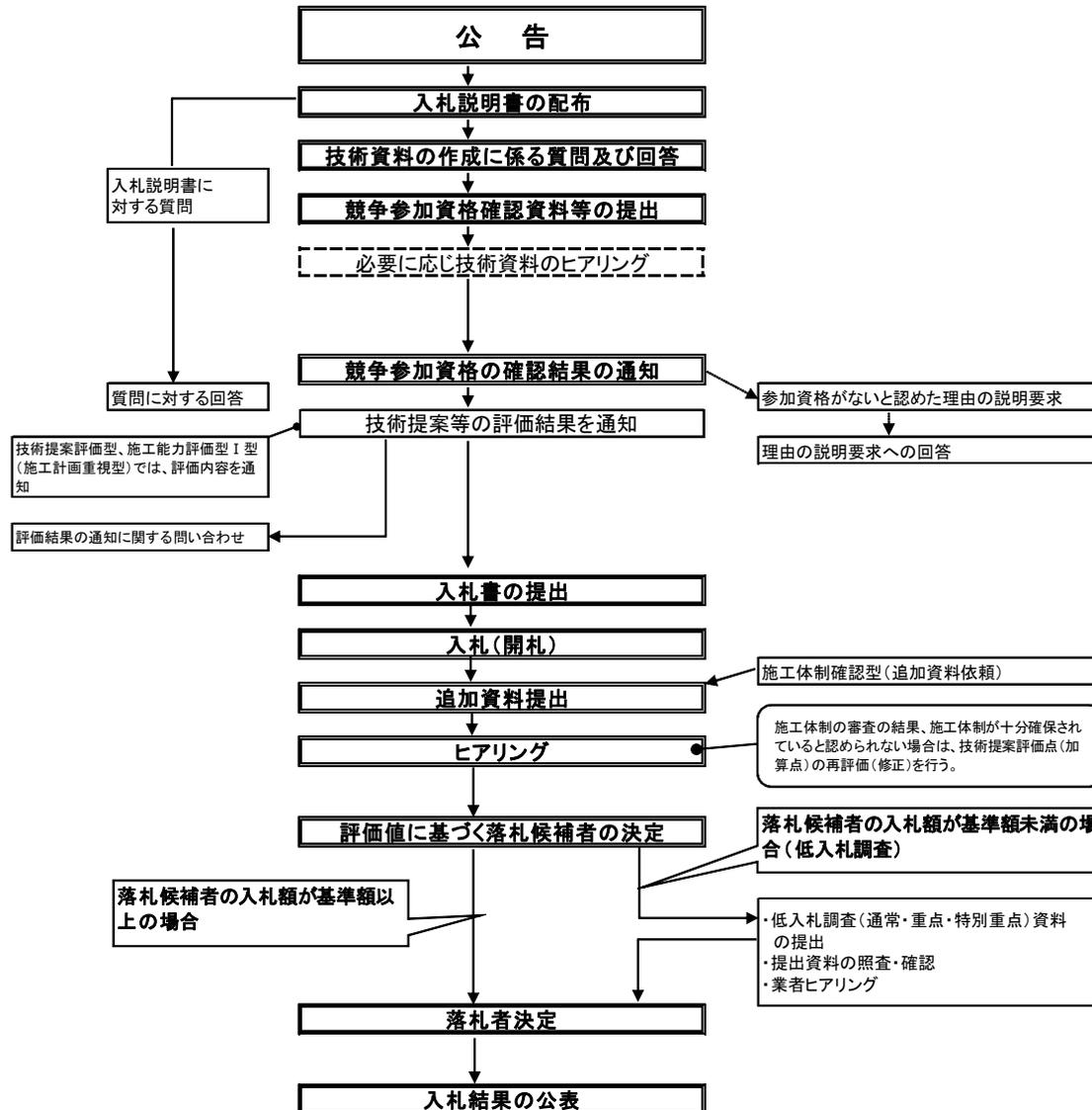
予定価格の
7.0/10～9.0/10

【計算式】

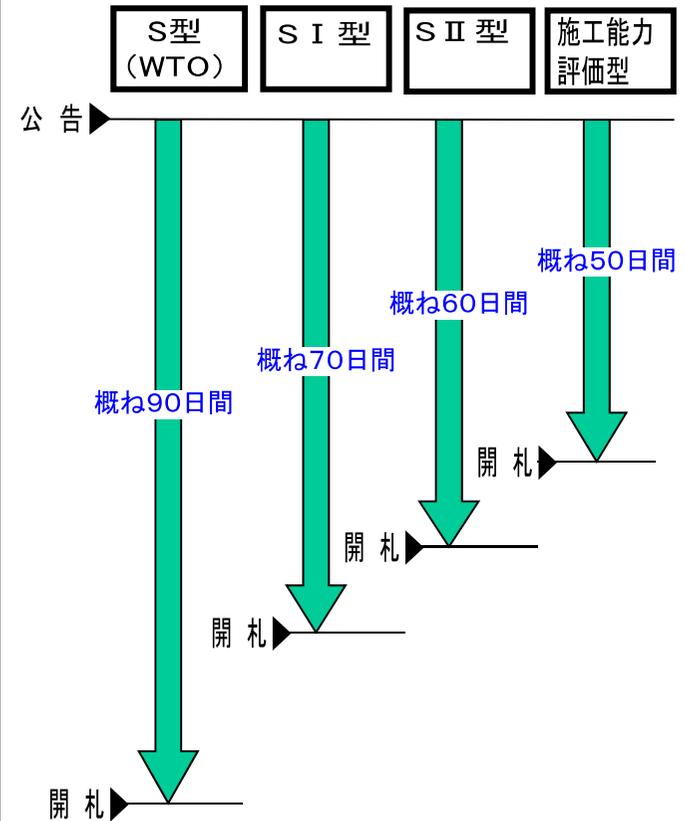
- ・ **直接工事費 × 0.97**
 (機械経費 0.95
 労務費 1.00
 材料費 0.95)
 - ・共通仮設費 × 0.90
 - ・現場管理費 × 0.90
 - ・一般管理費等 × 0.55
- 上記の合計額 × 1.08



総合評価落札方式の契約事務手続きの流れ



●総合評価タイプ別の手続き期間



※ 実際の個別案件毎の手続き期間に関しては、入札説明書を参照ください。

施工能力評価型[施工計画重視型除く]の一部で入札書と技術提案書の同時提出を実施。



近畿地方整備局(港湾空港関係) 工事の総合評価落札方式・適用タイプ

		施工能力を評価する		施工能力に加え、技術提案を求めて評価する			
		施工能力評価型		技術提案評価型			
		II型	I型		S型	AIII型	AI型、AII型
			標準型	施工計画重視型			
分類の考え方	工事内容	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事		・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	・高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	AI: 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 AII: 有力な構造・工法が複数ある場合
	提案内容	・求めない	・施工計画		・施工上の工夫等に係る提案	・部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	・施工方法に加え、工事的物そのものに係る提案
	評価方法	・企業・技術者の能力等のみで評価	・可・不可の二段階で評価	・点数化して評価	・点数化して評価	・点数化して評価	・点数化して評価
	ヒアリング	・実施しない	・実施しない		・実施しない	・必須	・必須
	段階選抜	・実施しない	・実施しない		・必要に応じ	・必要に応じ	・必要に応じ
	予定価格	・標準案に基づき予定価格を作成			・標準案に基づき予定価格を作成	・技術提案に基づき予定価格を作成	・技術提案に基づき予定価格を作成
評価イメージ	II型	I型		S型	AIII型		
	標準型	施工計画重視型	S型	AIII型	AI型、AII型		
評価方法	II型	I型		S型	AIII型		
	標準型	施工計画重視型	S型	AIII型	AI型、AII型		

小さい

技術的工夫の余地

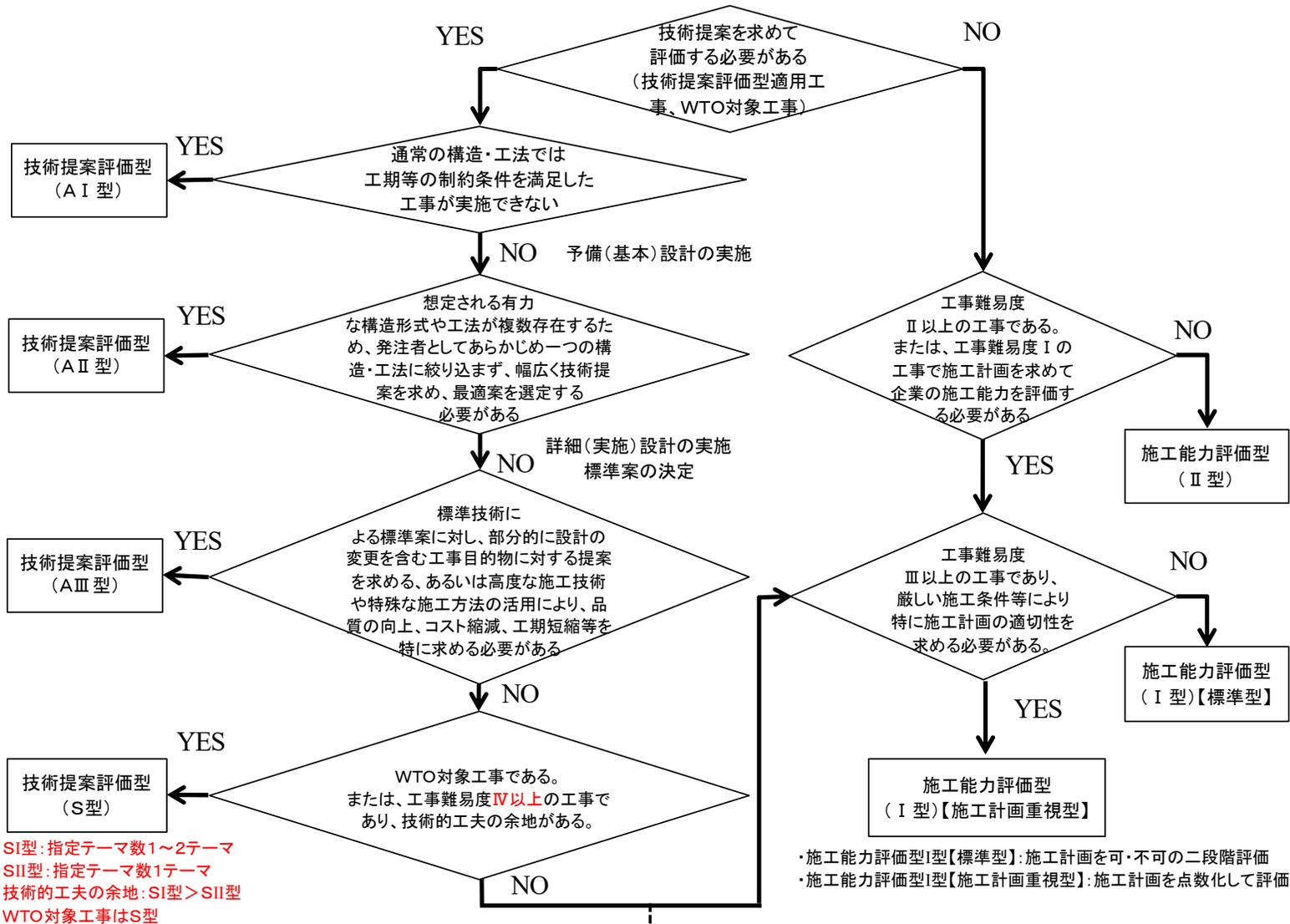
大きい

※WTO対象工事:「企業・技術者の能力等」は一次審査時のみ評価
 ※施工体制評価型総合評価落札方式を適用する工事においては施工体制評価点を考慮。



総合評価落札方式のタイプ選定フロー

対象：平成30年4月以降公告工事



※規模、工事難易度及び工事内容(工種数等)による総合的判断。



企業・技術者の能力等の評価方針

<企業・技術者の能力等>

- ・企業の能力等の評価項目は、提案企業の施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該企業の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。
- ・技術者の能力等の評価項目は、当該技術者の施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。

<地域精通度・貢献度等>

- ・地域精通度・貢献度等の評価項目は、参加要件で概ね都道府県レベルの範囲以下の地域要件を設定する工事において、災害協定の有無・災害活動の実態、近隣地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目について必要に応じて設定し、企業の能力等、技術者の能力等とは別に評価する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。
- ・社会資本整備・管理に直接的な関係のない項目は設定しない。



近畿地方整備局(港湾空港関係) 企業の能力等及び技術者の能力等の評価項目

対象:平成30年4月以降公告工事

評価項目		設定	備考	
企業の能力等	実績	○	同種性の高い工事实績を評価	
	成績	○		
	表彰	○		
	関連分野での技術開発、新技術の活用	△	作業船を評価しない場合に限り、新技術(NETIS等)の活用を評価	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	△	技術提案評価型(S I 型)及び施工能力評価型(I 型(標準型)、II 型)の作業船を評価しない場合に限り、ISOの取得状況を評価	
	技能者の配置状況、技術提案力の評価	○	基幹技能者の配置、当該工事に有益な資格者の配置 ※技術提案力の評価は試行適用工事に限る	
技術者の能力等	実績	○	同種性の高い工事实績を評価	
	成績	○	企業の能力評価と同様な方式により評価	
	表彰	○		
	CPD	○		
	資格	○	当該工事に有益な資格の有無	
	ヒアリング	△	必要に応じて実施	
	手持ち工事量	×	品質確保・向上の観点から評価しない	
地域 精通度 ・貢献度	使用する作業船の保有状況		○	作業船の保有状況を評価(環境基準達成船を優位に評価)
	地理的 条件	本支店営業所の所在地	×	
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	技術提案評価型(S II 型)、施工能力評価型で評価
		監理技術者の近隣地域での実績	×	
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績、企業BCP		△	技術提案評価型(S II 型)、施工能力評価型で評価
ボランティア活動等		△	災害活動における行政機関からの表彰等を評価	

【凡例】 ○:必須 △:選択 ×:非設定



近畿地方整備局 港湾空港関係工事の配点割合

施工能力評価型
II型

総合評価対象 40(30)		
企業の能力等 16(12)	技術者の能力等 16(12)	地域・貢献等 8(6)

()内は施工体制確認型ではない場合

施工能力評価型
I型

競争参加 資格対象	総合評価対象 40(30)		
施工計画 (可・不可)	企業の能力等 16(12)	技術者の能力等 16(12)	地域・貢献等 8(6)

施工能力評価型
I型
〔施工計画重視型〕

総合評価対象 40			
施工計画 20	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4

※ 工事難易度評価の小項目にA評価があるなど、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある工事への適用を想定。

施工能力評価型
I型
(海上工事チャレンジ型)

総合評価対象 40			
施工計画 30	企業の 能力等 4	技術者の 能力等 2	地域・ 貢献等 4

※ 海上工事力を保有しているものの管内での施工実績のない地域企業に対して受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。

技術提案評価型
SII型

総合評価対象 50			
技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4

技術提案評価型
SII型
〔チャレンジ型〕

総合評価対象 40			
技術提案 36	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 2	

※ 全国的に受注実績と優れた技術力があるものの管内での施工実績のない企業に対して受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。

技術提案評価型
SI型
(地元企業活用審査型)

総合評価対象 60				
技術提案 30	地元一次下請企業の 工事実績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の能力等 10	技術者の能力等 10

技術提案評価型
SI型

総合評価対象 60			
技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10	

※ 技術提案評価型(SI型)においては、地域精進度・貢献等の評価は設定しない。

技術提案評価型
S型・WTO

総合評価対象 60	
技術提案 60	

技術提案評価型
A型

総合評価対象 70	
技術提案 70	

◆上記は施工体制確認型総合評価落札方式適用工事(予定価格が1千万円を超えるもの=低入札価格調査対象)の配点割合である。
施工能力評価型(I型、II型)において、施工体制確認型ではない場合の配点は()を参照。



競争参加資格の一部緩和

対象:平成30年4月以降公告工事

- ・入札参加対象者に対して、過去15年間における同種工事の元請けとしての施工実績(企業実績及び技術者実績)を競争参加資格要件として課しており、技術提案評価型については、同種工事の施工数量を、その要件として設定していたが、技術者不足への対応として、平成26年3月から、技術者評価に係る施工実績(数量)要件を緩和。
- ・平成30年4月から、競争参加者が**甲型特定JVである場合は、代表者以外の構成員に対しては、技術者要件のうち同種実績を求めない。**また、競争参加者が甲型特定JVである場合は、代表者以外の**構成員の技術者についての書類を求めない。**(契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。)

～平成26年3月迄

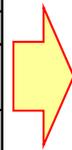
平成26年3月～平成27年12月迄

平成27年3月～平成30年3月迄

平成30年4月以降公告～

WTO工事における特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上
特定JVの代表者以外の構成会社	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同上



WTO工事における特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上
特定JVの代表者以外の構成会社	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同種工事の施工経験(数量要件は課さない)



WTO工事における特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成会社	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同種工事の施工経験(数量要件は課さない)

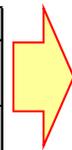


WTO工事における特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成会社	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	甲型特定JVの代表者以外の構成会社 施工経験は求めない
甲型特定JVの代表者以外の構成会社	
技術者	代表者の技術者と同様

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上



技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量要件は課さない)

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量要件は課さない)

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量要件は課さない)

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上



主任技術者又は監理技術者の配置変更(1/2)

対象:平成30年4月以降公告工事

○主任(監理)技術者の柔軟な配置や競争参加資格申請書類の削減、申請手続きの簡素化に対応するため、主任(監理)技術者の申請をこれまでの複数名から1名のみとし、契約後に技術者の変更を認める。

また、競争参加資格が特定建設工事共同企業体(甲型)である場合は、代表者以外の構成員に対しては、技術者要件のうち同種実績を求めない。

【対象】

原則、全ての工事

■競争参加申請書類

①監理技術者の申請人数

・主任(監理)技術者の申請書類は、1名分のみとし複数申請は認めない(複数申請は参加を認めない)。

②特定建設工事共同企業体(甲型)の競争参加申請書類

・競争参加者が特定建設工事共同企業体(甲型)である場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求めない。

なお、契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。



主任技術者又は監理技術者の配置変更(2/2)

対象:平成30年4月以降公告工事

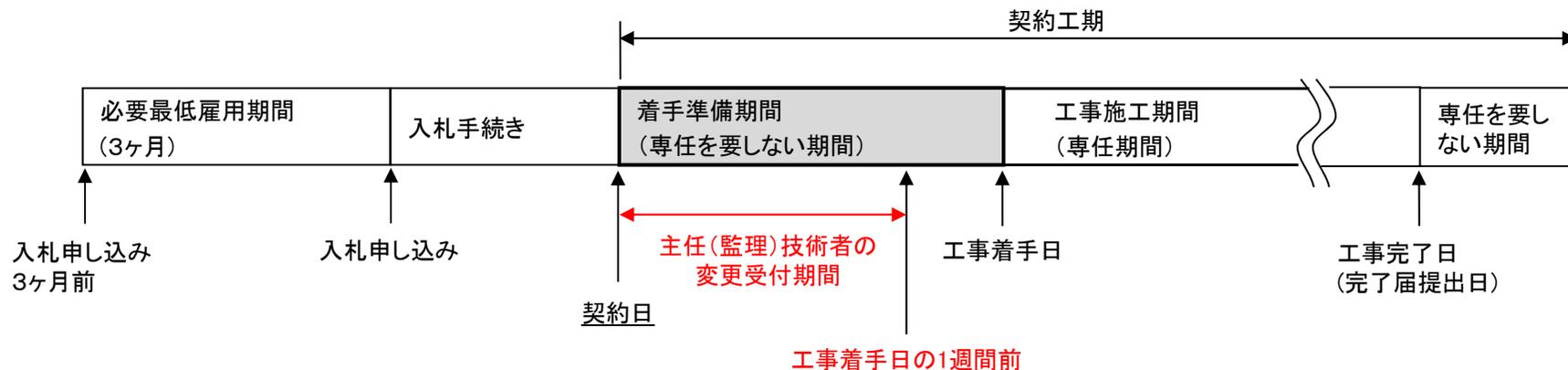
■主任(監理)技術者の変更

①変更申請の受付期間

- ・契約日から工事着手日の1週間前まで

②変更主任(監理)技術者の条件

- ・入札申込みの3ヶ月以上前から受注者の社員であること。
- ・変更前の技術者と同等以上の技術力(評価合計点が同点以上)が確保されること。
変更前に若手主任(監理)技術者と技術指導者を配置している場合は、主任(監理)技術者は他の若手主任(監理)技術者に、技術指導者は同等以上の技術力が確保される他の技術指導者に変更できる。
また、若手技術者登用型(工事)の採用を取り止める場合には、主任(監理)技術者は技術指導者又は技術指導者と同等以上の技術力が確保される他の主任(監理)技術者に変更できる(この場合、技術指導者の配置は要しない)。





下請け施工実績の評価

対象：平成30年4月以降公告工事

- 中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める。
ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。

【対象】

原則、以下の全ての工事

- ・主作業船を使用する港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事で作業船の保有等の評価を実施する工事
- ・工事規模が6.8億円未満(WTO対象外工事)

■下請け実績を認める条件

- ・企業の同種実績として、発注する地方整備局の発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること
- ・配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者として配置された実績があること
- ・一次下請け実績の工事において使用した主作業船と発注工事の主作業船が同じであること
- ・一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有の主作業船を使用したこと

■主作業船一覧表

下表に示す主作業船のうち本工事で使用される船舶を対象(規格は問わない)とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	



出産等が不利にならない技術者評価

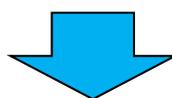
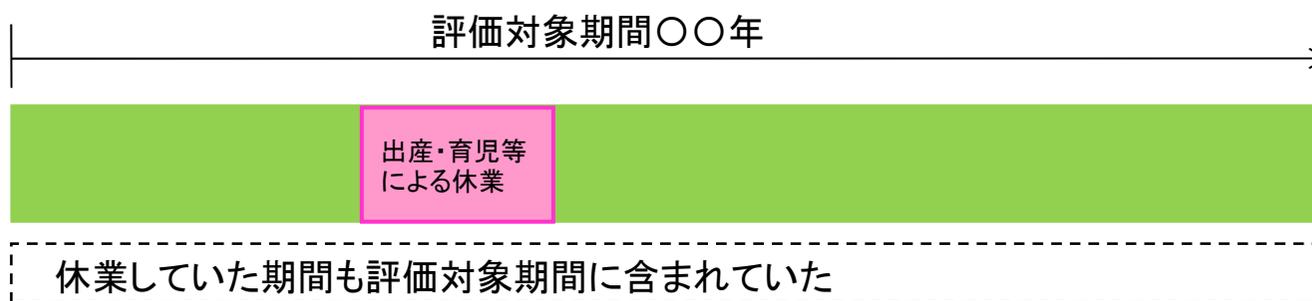
対象：平成29年4月以降公告工事

○建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、入札時の技術者評価において技術者の出産・育児・介護休業（以下、「出産等」という。）が不利にならない技術者評価を導入。

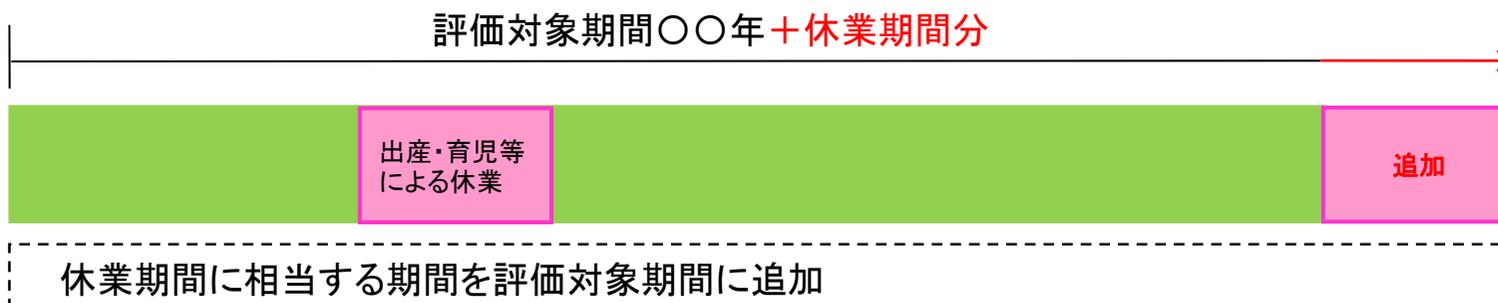
【対象】

- ・総合評価落札方式を適用する工事（平成29年4月以降公告工事）。
- ・総合評価における配置予定技術者について、出産等で休業していた期間も考慮して評価。

■評価対象期間【改定前】



■評価対象期間【改定後】



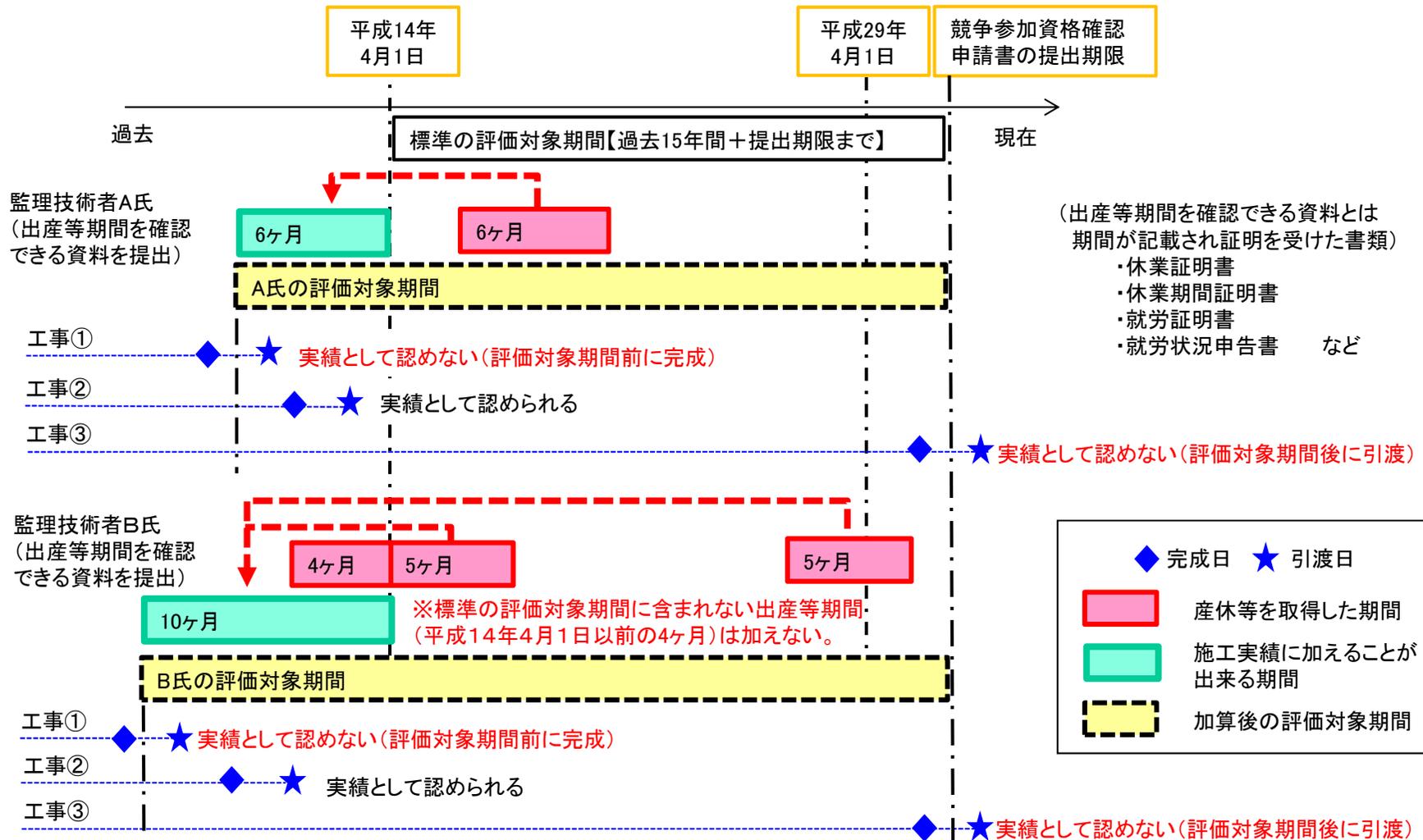
(例)【参加資格要件】過去4年間に〇〇工事の施工実績があること
育児休業を1年間取得していた場合⇒「過去5年間」として取り扱う



出産等が不利にならない技術者評価の評価方法について

産休等の取得期間を実績として求める期間の考え方

産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」という。)を取得した場合は、出産等期間(日数)に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。





同種性の高い工事の施工実績(経験)の評価

- ◆ 同種工事の実績評価については、以下のとおり、**設計数量要件と付加要件による3段階での評価**とする。

設計数量と付加要件による評価

	要件1(設計数量)	要件2(付加要件)	評価
より同種性の高い工事	設計数量以上	構造形式、施工条件等が同等 (以下事例参照)以上	◎
同種性の高い工事	設計数量以上		○
同種性が認められる工事 (同種工事)	設計数量に対して70%の 数量以上		—

要件2(付加要件)の事例

工 種	工 事 例
浚渫工事	計画水深以上のポンプ浚渫工事 薄層浚渫(設計浚渫土厚1m未満)工事 硬土盤グラブによる岩盤浚渫工事 等
岸壁築造工事	計画水深以上の棧橋式岸壁の築造工事 海上起重機船によるケーソンの据付工事 等
地盤改良工事	SCP船による地盤改良長〇m以上の工事 床掘置換厚〇m以上の床掘工事 等

配点例: $1.5 \times 1/2 \Rightarrow 0.75$ 点

※1 競争参加資格の資料として提出のあった施工実績に基づいて評価する。

※2 国土交通省又は他省庁発注工事の施工実績を優位に評価し、その他の工事の施工実績は、その評価の概ね1/2程度とする。但し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項に定める法人及び中部国際空港株式会社並びに関西国際空港用地造成株式会社については、国土交通省又は他省庁発注工事と同等とする。

※詳細は個別工事の入札説明書参照。



配置予定技術者の施工実績(経験)の評価

- ◆同種工事の実績評価については、企業の能力等評価と同様に3段階での評価とする。
- ◆現場代理人として従事した工事の経験について、監理(主任)技術者経験と同等の加点の対象とするとともに、担当技術者の工事の経験についても、人材育成に配慮し、評価の対象(1/2評価)とする。

配点例(直轄実績の場合)

	同種工事实績	監理技術者経験	現場代理人経験	担当技術者経験
より同種性の高い工事	2 (4)	2 (4)	2 (4)	1 (2)
同種性の高い工事	1 (2)	1 (2)	1 (2)	0.5 (1)
同種性が認められる工事(同種工事)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※上段:2点満点時、下段()内:4点満点時

配点例: $0.50 \times 1/2 \Rightarrow 0.25$ 点

- ※1 配置予定技術者の能力については、複数名の候補者を申請している場合は、本項目における合計点が最低の者の評価を採用する。
- ※2 競争参加資格の資料として提出のあった施工経験に基づいて評価を行う。現場代理人及び担当技術者として従事した施工経験の場合は、同種工事の施工経験で競争参加資格として求める資格を有し従事した場合に限る。
- ※3 国土交通省又は他省庁発注工事の施工実績を優位に評価し、その他の工事の施工実績は、その評価の概ね1/2程度とする。但し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項に定める法人及び中部国際空港株式会社並びに関西国際空港用地造成株式会社については、国土交通省又は他省庁発注工事と同等とする。



工事成績評定に対する加算点の評価

工事成績評定がより忠実に反映される評価基準として、**成績点2点ピッチ評価**とする。

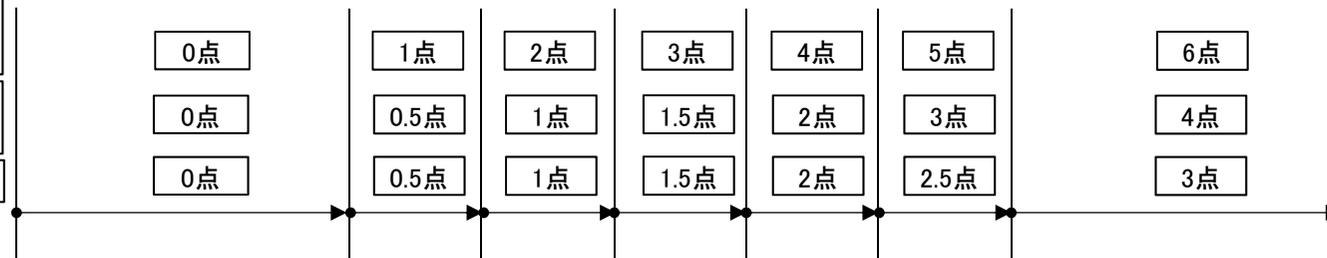
なお、技術者の成績点に対する評価も同様とする。

近畿地方整備局
(港湾空港関係)

例: 施工能力評価型 I・II 型
(地域貢献等追加タイプ)(満点6点)
[施工計画重視型除く]

例: 施工能力評価型 I 型
(作業船)(満点4点)

例: S I・II 型 (満点3点)



評価基準(2点ピッチ)	配点		
80点以上	3点	4点	6点
78点以上から80点未満	2.5点	3点	5点
76点以上から78点未満	2点	2点	4点
74点以上から76点未満	1.5点	1.5点	3点
72点以上から74点未満	1点	1点	2点
70点以上から72点未満	0.5点	0.5点	1点
70点未満	0点	0点	0点



基幹技能者に関する評価

施工現場の生産性の向上、建設生産物の品質確保及び技能労働者の活用などを目的として、平成22年度から現場従事技能者の配置に対して、適用工種が含まれる標準 I 型を対象に試行を実施してきた。今後、公共構造物の品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには**若手技術者を含め、施工現場に従事する優れた技能労働者の確保・育成・活用を促進する必要がある。**

このため、非WTOの「**施工能力評価型**」及び「**技術提案評価型**」において**適用工種に含まれる工事へ適用する。**

基幹技能者の意義・役割

- 品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには、施工現場に従事する技能労働者の中核をなす職長等の果たす役割が重要。
- 職長等を中心とした技能労働者の中から、①施工方法等の提案・調整、②適切な人員配置、作業方法、手順等の構成、③一般の技能者の施工に係る指示、指導、④前工程・後工程の連絡調整 を行うことのできる者を「基幹技能者」として位置づけ、その**確保・育成・活用を促進**することにより、**施工現場の生産性の向上・建設生産物の品質の確保を図る。**

港湾工事における適用例

配置を求める工種	明示する対象基幹技能者
ケーソン製作	鉄筋、型枠、圧送
浚 渫 工	海上起重
ケーソン・ブロック等据付	海上起重
海上地盤改良工	海上起重

※工種を勘案し、上記適用例以外の対象基幹技能者の設定が必要な場合があることに留意(PC、グラウト、圧接、電気、造園他)



現場従事技能者の評価対象の拡充

対象：平成29年4月以降公告工事

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として登録基幹技能者に加えて、「**建設マスター**（優秀施工者国土交通大臣顕彰を受けた者）」を現場従事技能者（元請又は下請け）として配置する場合に対しても加算点を付与する取り組みを試行。

評価基準

技術評価項目		評価基準		配点	
				施工能力評価型 I型【標準型】、II型	技術提案評価型 SI型・SII型 施工能力評価型 I型【施工計画重視型】
企業の 能力	技能者等 の配置	登録基幹技能者、 建設マスター の配置の有無	本工事に対応する登録基幹技能者	2点	1点
			本工事に対応する 建設マスター		

※①記載する技能者は、元請又は下請企業（専門工事業者）と直接的かつ恒常的な雇用関係であること。

※②本工事における該当工種の施工期間すべてに従事できること。

※①、②を満足する登録基幹技能者、建設マスターの配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

港湾工事における適用例

配置を求める工種	対象となる登録基幹技能者の種類	対象となる 建設マスター の職種※
浚渫工	海上起重	しゅんせつ工、建設機械運転工（海上工事）
ケーソン・ブロック等据付	海上起重	建設機械運転工（海上工事） （潜水作業が有る場合：潜水士）
海上地盤改良工	海上起重	建設機械運転工（海上工事）
ケーソン製作	鉄筋、型枠、圧送	とび工、大工、コンクリート工

※主要工種を対象とし詳細は個別工事の入札説明書参照。



工事に適応される各種資格に関する評価

対象：平成30年4月以降公告工事

建設生産物の品質確保・向上及び技術者の育成などを目的として、配置予定技術者の持つ資格について、競争参加資格として求める国家資格等の他に、当該工事に対して有益な資格の有無により加点の対象とする。

また、当該工事において有益な資格を持つ技術者の配置に対しても加点の対象とする。

評価項目	評価基準	資格	配点	
			施工能力評価型 I型(標準型)・II型	左記以外
企業の能力	配置予定の現場代理人等の保有する右記に定める資格	下表参照	2資格以上 2点、 1資格 1点	加点なし
配置予定技術者の能力	配置予定技術者が保有する資格のうち、右記に定める資格		1～2点	

評価対象資格

資格名	適応工事
土木学会認定土木技術者	港湾5工種の工事に適応
技術士、APECエンジニア	全工事に適応(当該工事に該当する部門に限る)
労働安全コンサルタント	全工事に適応
海上工事施工管理技術者	海上工事に適応
コンクリート(主任)技士	コンクリート工事に適応
舗装施工管理技術者	舗装工事に適応
造園施工管理技士	造園等土木工事に適応
コンクリート診断士、コンクリート構造診断士	コンクリート構造物の老朽化対策・維持補修工事に適応
海洋・港湾構造物設計士	港湾5工種の工事に適応
海洋・港湾構造物維持管理士	港湾構造物全般の老朽化対策・維持補修工事に適応
土木鋼構造診断士	鋼構造物の老朽化対策・維持補修工事に適応
構造物診断士	土木構造物の老朽化対策・維持補修工事に適応
プレストレストコンクリート技士	プレストレストコンクリート構造物工事に適応



有用な新技術の活用

- **新技術の活用促進**の観点を踏まえ、当該工事において有用となる新技術の活用申請(目的、有用性を記載)があれば、技術提案の加点評価とは独立して「企業の能力等の評価」において「**有用な新技術の活用**」として**評価の対象**とする。
 - 「有用な新技術の活用」申請により加点評価されたにも関わらず活用してない場合、評価項目の未実施として、工事成績評定を減ずることとする(−5点)。
- ※新技術を含む技術提案が「加算点付与の対象としない(実施義務なし)」と通知された場合においても「有用な新技術の活用」を申請し加点評価された場合は、**履行義務が発生**する。
- なお、新技術を含む技術提案が「加算点付与の対象としない(実施不可)」及び当該工事において有用で無いと判断される場合は、「企業の能力等の評価」における「有用な新技術の活用」は**評価対象外**とする。

【評価基準表】

【平成27年12月18日以降公告工事から適用】

分類	技術評価項目		評価基準		留意点等	配点	
企業の能力等	企業の能力等	有用な新技術の活用	新技術活用システム(NETIS)登録技術において、有用な技術とされた新技術、又は平成12年度以降に港湾関連民間技術の確認審査・評価業務により評価された技術の有無	NETIS登録技術のうち、右記に位置付けられているもの及び港湾関連民間技術の確認審査・評価事業に評価された技術の活用(審査基準日は「申請書の提出期限日」とする)	※	1点	1点
						0.5点	

○ 留意点等

項目	留意点等
※	本工事において、新技術活用システム(NETIS)登録技術において、有用な技術とされた新技術、又は平成12年度以降に港湾関連民間技術の確認審査・評価業務により評価された技術の活用を本項目の評価対象とする。但し、1件の技術のみ評価し、複数技術の申請があった場合は1件目のみ評価の対象とする。 NETIS登録技術における評価は、活用効果評価に基づいて有効な新技術の活用促進技術に指定されたものが対象であり、NETISに登録されているのみでは評価の対象としない。(なお、記載にあたっては、自社開発、他社開発は問わないものとする。)(審査基準日は「申請書の提出期限日」とする) 詳細は申請書様式の留意事項を確認すること。



作業船新造を促すための入札契約時における作業船評価の取組の強化

新造船の減少と老朽船の増加に伴い、港湾整備事業の円滑な実施への懸念

作業船の新造を促すための方策

資格審査における作業船評価

国土交通省地方整備局(港湾空港部)が発注する工事を受注するうえで必要となる資格審査において、作業船保有企業を優位に評価し、有資格業者名簿に登録

入札契約時における作業船評価

総合評価落札方式を適用する工事において、工事に使用する作業船の保有並びに優れた環境性能を有する作業船を保有する企業を優位に評価

税制優遇

買い換え特例(所得税・法人税の圧縮記帳)

■作業船評価内容と配点ウェイトの拡大

作業船保有と環境性能の高さをこれまで以上に評価し、作業船保有企業へも安定した工事量を確保できる環境を整え、これにより作業船等新たな設備投資を促し老朽化対策を図る。



作業船に関する評価基準

対象：平成30年4月以降公告工事

「海洋汚染等及び海上作業の防止に関する法律」により、作業船も対象としたNO_x(窒素酸化物)の排出規制が平成17年度より実施され、段階的に強化されているが、現有作業船の95%がNO_x排出規制適用前に建造された船舶である。昨今の厳しい経営環境の中、買換が進んでないこともあり、環境負荷の低い船舶に更新を後押しする取り組みの一つとして、環境負荷の低い主作業船を当該工事に使用する場合、加点評価する。

(改正評価基準)

「社会・地域貢献」で加点

作業船の使用の有無	評価の対象となる作業船の種類	保有形態		環境基準達成 (平成22年改正後)	環境基準達成 (平成22年改正前)	環境基準未達成
		1点	1点	1点	—	—
作業船の使用の有無	別紙1-2に記載する当該工事に使用する船舶	共有(持ち分比率を乗じて加点)	1点 未満	1点	—	—
				—	0.5点	—
	その他(自社保有、共有以外)	0点	1点	—	—	
			—	0.5点	—	
			—	—	0点	

※保有形態の定義

①自社保有船舶については、100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社が100%所有又は親会社と共有で100%所有している船舶をいう。また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。

②共有(共同保有)船舶については、当該船舶の所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良または機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶をいう。

③その他とは、借上、リース(ファイナンスリース除く)、下請保有船舶を指す。



評価対象主作業船一覧及び環境性能達成について

■ 評価対象主作業船一覧

作業船の船種

下表に示す主作業船のうち、原動機が設置されている船舶を対象（規格は問わない）とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

港湾請負工事積算基準 2-1-(16) 「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」のうち、主作業船を抜粋

■ 環境性能達成

環境性能達成とは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足しているもので、作業船に設置されている原動機とは、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去し代替えとして設置された原動機をいう。

なお、特定JVもしくは経常JVとして提出の場合は、構成員のいずれかのものでよい。

窒素酸化物の放出量に係る放出基準について【海防法】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十九条の三 船舶に設置される原動機（窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。）から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

窒素酸化物の放出量に係る放出基準【海防法施行令】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kW当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が14.4以下であること。
二 ディーゼル機関であつて、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW当たりの窒素酸化物の放出量の値が44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下であること。
三 ディーゼル機関であつて、定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW当たりの窒素酸化物の放出量の値が7.7以下であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。
備考	1kW当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。



■災害活動評価

会社規模により災害活動範囲が異なる実態を考慮し、
評価の対象とする行政機関の範囲を見直す。

災害活動における行政機関からの表彰等	平成〇年度以降における、 <u>国内</u> の行政機関からの表彰・感謝状の有無
--------------------	--



災害活動における行政機関からの表彰等	平成〇年度以降における、 <u>近畿地方整備局(港湾空港関係)管内</u> の行政機関からの表彰・感謝状の有無
--------------------	---

近畿地方整備局(港湾空港関係)管内:大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、滋賀県、奈良県



技術提案評価型 提案数の見直し

対象:平成30年4月以降公告工事

1. 技術提案の提案数

総合評価落札方式の技術提案にかかる入札参加者(受注者)の負担及び発注者の技術審査事務の負担に対して、更なる品質の向上と、負担の低減(提案コスト、履行コスト等)を目的に提案数を削減する。

発注方式区分	従前	見直し	備考
技術提案評価型 (S型・WTO)	2テーマ × 4提案	1~2テーマ × 2~3提案	工事の技術的特性や現場条件等を勘案し、示された範囲の中でテーマおよび提案数を決定する。
技術提案評価型 (SI型)	2テーマ × 3提案	1~2テーマ × 2提案	工事の技術的特性や現場条件等を勘案し、示された範囲の中でテーマ数を決定する。
技術提案評価型 (SII型)	1テーマ × 4提案	1テーマ × 2提案	
施行能力評価型 (I型) (施工計画重視型)	3提案	2提案	施工上配慮すべき事項の提案数



技術提案に係る評価方法

対象：平成29年4月以降公告工事

◆評価方法

技術提案に対して、効果の度合い(提案内容の的確性、効果を発揮する範囲・度合い)および履行の具体性・確実性(提案内容の具体性、履行の確実性)について、それぞれ評価し、その組み合わせに応じて得点を付与する方式とする。

加点対象：実施義務あり

配点基準

		効果の度合い 6段階<A~F>評価				
		高い				無
三段階評価(a)履行の具体性・確実性	高い	秀 (◎+:5/5)	優 (◎:4/5)	良 (○+:3/5)	可 (○:2/5)	やや劣 (▲:1/5)
	無	優 (◎:4/5)	良 (○+:3/5)	可 (○:2/5)	やや劣 (▲:1/5)	

評価	内容
効果の度合い	現場条件等を踏まえ、以下の観点を総合的に評価し、六段階評価とする。 ①提案内容の的確性 ②効果を発揮する範囲・度合い など
履行の具体性・確実性	現場条件等を踏まえ、以下の観点を総合的に評価し、三段階評価とする。 ①提案内容の仕様(NETIS登録、効果の度合いを裏付ける文献・実績など) ②実施箇所・範囲 ③期間・頻度 など



施工計画に係る評価方法(施工能力評価型 I 型【施工計画重視型】)

対象:平成30年4月以降公告工事

◆評価方法

- ・施工計画として「施工上配慮すべき事項と工程計画」について求め、総合的に評価を行う。
- ・施工上配慮すべき事項の提案全てが「実施不可」と評価される場合、工程計画において著しく不適切な記載がある場合、施工計画全体を不適切とし競争参加資格を認めない。

分類	評価項目	評価基準		配点	加算点 合計
施 工 計 画	施工上配慮すべき事項	①〇〇工における工事施工上の留意点	当該工種を円滑かつ的確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等を踏まえた技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点及びその設定理由を記述する。	12点 (6点×2提案) ※1	20点 ※3
		②留意点に対する対応	上記①で記述した工事施工上の留意点を、解決又は克服するために必要となる対応策を記述する。		
画	工程計画	③工程計画	工事全体の内容及び施工手順等が把握できる工種(準備、後片付け工を含む)について記述し、併せて工事完成日を明記する。	8点 ※2	

「海上工事チャレンジ型」の試行の場合： ※1=20点(10点×2項目)、※2=10点、※3=30点



施工計画に係る評価方法(施工能力評価型 I 型【施工計画重視型】)

対象:平成29年4月以降公告工事

◆評価方法

「施工上配慮すべき事項」に対して、工事施工上の留意点(重要性とその設定理由)および留意点に対する対応(整合性・的確性)について、その組み合わせに応じて総合的に評価を行い得点を付与する方式とする。

	①工事施工上の留意点 重要性とその設定理由<2段階評価> 高い ←————→ 劣る		加点対象:実施義務あり
②留意点に対する対応 <3段階評価> 整合性・的確性 ↑ 高い ↓ 劣る	良 (◎:2/2)		
	可 (○:1/2)		

評価	内容
①工事施工上の留意点	・円滑かつ的確に実施するため、現場状況、気象条件、周辺環境等を踏まえた留意点の重要性。
②留意点に対する対応	・留意点を解決又は克服するために必要となる対応策の的確性及び留意点との整合性。



評価基準及び評価結果の通知方法（施工能力評価型 I 型【施工計画重視型】）

対象：平成30年4月以降公告工事

◆評価基準及び通知方法の明瞭化による透明性の確保

施工上配慮すべき事項 【◎＝6点】、【○＝4点】、【△・－・×：0点】の3段階評価を行う。

評価	配点	評価基準	通知
◎	6点	留意点の重要性及び対応策の的確性が高い	○：可（評価する、実施義務あり）
○	4点	留意点の重要性及び対応策の的確性がある	
△	0点	留意点の重要性は劣るが対応策の的確性がある	△：否（評価しない、実施義務あり）
－	0点	留意点の重要性及び対応策の的確性が劣り、当局標準仕様での施工を求めるもの。	－：否（評価しない、実施義務なし） ※設計図書に示された施工方法での施工を求める
×	－	<ul style="list-style-type: none"> ・支障等があるため予め履行を求めないもの ・不適切である ・法令違反に該当する場合 ・設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合 	×：否（評価しない、不採用であり実施不可）

※全ての提案が「×」の場合、競争参加資格を認めない。

工程計画 【◎＝8点】、【○＝6点】、【－・×：0点】の3段階評価を行う。

評価	配点	評価基準	通知
◎	8点	本工事の理解度が高く、的確な工程計画である。	○：可（評価する）
○	6点	本工事の理解度があり、的確な工程計画である。	○：可（評価する）
－	0点	本工事の理解度が認められ、概ね的確な工程計画である。	－：否（評価しない）
×	－	設計図書に明示した工事内容が明らかに網羅されておらず工程計画として認められないもの	×：否（評価しない、著しく不適切な記載であり施工計画全体を不適切とする）

※全ての提案が「×」の場合、競争参加資格を認めない。



施工計画に係る評価方法(施工能力評価型 I 型【標準型】)

対象:平成29年4月以降公告工事

◆評価方法

- ・「施工計画と配慮事項」について求め、適切性を評価。
- ・不合格の場合、競争参加資格を認めない。

施工計画	項目	評価	評価基準	通知内容
港湾工事共通仕様書 「第1編1-1-5施工計画 書1.(6)施工方法」に関する 具体の手順、工法等 の適切性	〇〇工における施工計画 と施工上配慮すべき事項	可	・おおむね適切に記載されている	○
		否	・支障等があるため実施が認められない場合 ・白紙又は未提出であった場合 ・法令違反に該当する場合 ・設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合	× 不合格

※不合格の場合、競争参加資格を認めない。



段階選抜方式の試行

対象：平成29年4月以降公告工事

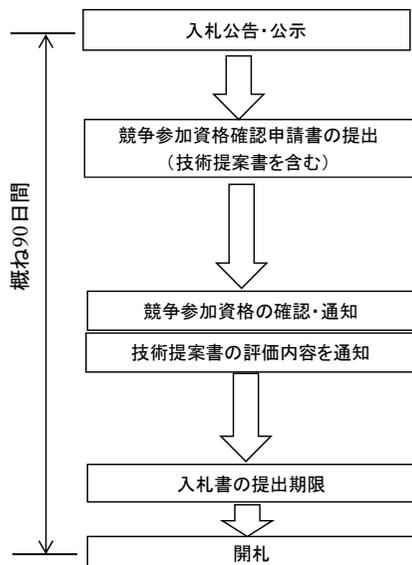
(目的) 競争参加者の技術提案書の作成や発注者の審査・評価の負担軽減

(段階選抜方式の概要)

一次審査として、技術資料(同種工事の実績等)に基づき競争参加者を数社選抜し、二次審査として、技術提案の提出を求め受注者を決定

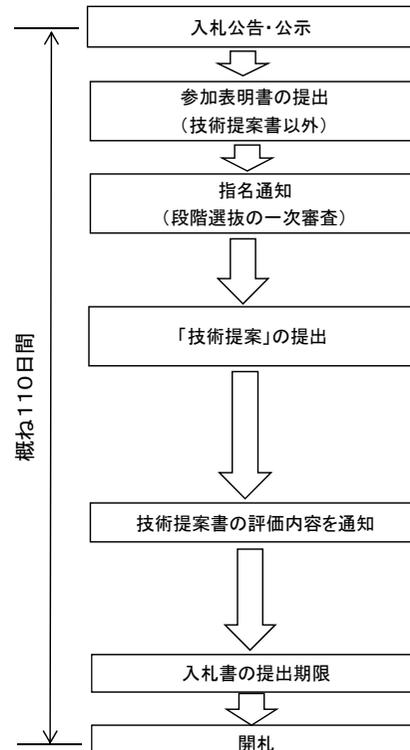
入札契約手続きフローの概要

技術提案評価型S I 型(WTO対象)



技術提案評価型S I 型(WTO対象)

【段階選抜方式】



「総合評価」及び「段階選抜」の配点

(WTO 対象)

総合評価対象 60	段階選抜対象 30	
技術提案 60	企業の能力等 15	技術者の能力等 15

■ 試行対象

- ・WTO対象工事で競争参加者が多数見込まれる工事
(平成29年度公告工事～)

■ 一次審査内容

- ・競争参加資格の確認
 - ・企業及び配置予定技術者の工事実績、成績等
- 上記より、競争参加資格を有する企業に対して、一次審査の「企業の能力等」に係る事項の評価点に基づき5者程度に企業数を絞り込む。

なお、外国籍企業は、競争参加資格のみ審査を行い、妥当と判断された場合、選抜者に加わる。

■ 二次審査内容

- ・加算点の算出
技術提案
- 上記より、加算点を算出し総合評価

※詳細は個別工事の入札説明書参照。



WLB関連認定制度を活用した総合評価落札方式の試行

対象：平成29年4月以降公告工事

○建設業界全体でワーク・ライフ・バランス(WLB)が推進されるよう、WLB等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を評価する取組を導入。

○対象工事
⇒**港湾土木工事A等級(WTO政府調達対象事業)の工事のうち段階選抜方式を適用する工事**

女性活躍推進法等に基づく認定を受けた企業を公共調達の際に評価する取組の導入スケジュール(平成28年5月19日公表)



国土交通省の導入方針

- 一般土木A等級等の公共工事について平成30年度までに全面的に導入。
- 物品役務等について平成28年度から(政府調達協定の対象は平成29年度から)全面的に導入。

【導入スケジュール】

	公共工事等	物品役務等
平成28年度	一般土木工事A等級、建築工事A等級、及び 港湾土木工事A等級(WTO政府調達協定対象事業) 等のうち、 一部工事に導入 ※	WTO政府調達協定対象事業以外に導入
平成29年度	※政府調達協定の対象工事における外国企業についての確認方法体制等が整っていることが前提 並行して、建設業界に関係認定制度の取得を要請	WTO政府調達協定対象事業に導入
平成30年度	上記について全面導入予定 ※段階的選抜方式にて評価を実施 ※上記以外の調達についても、H28年度以降の取組状況等を踏まえ検討	

女性の活躍加速のためのワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達等において評価する取組について

平成28年12月

I 取組の根拠・背景

「女性活躍加速のための重点方針2015(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」(抄)
3. 女性活躍のための環境整備 (2)長時間労働の削減等の働き方改革
③ 女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」(「女性活躍推進法」)(抄)
(国等からの受注機会の増大)
第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議)(抄)
(明日への投資)
仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

(参考) 配点例(イメージ)(仮に総配点の3%~10%とした場合を例示)※1

評価項目例	認定等の区分※2	総合評価落札方式等 [単位：%(総配点に占める割合)]			
		評価の相対的な重要度等に応じて配点			
		配点例① (10%の場合)	配点例② (5%の場合)	配点例③ (3%の場合)	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるほし認定企業)	1段階目※3 (認定基準1~2つ〇)	5	2	1
		2段階目※3 (認定基準3~4つ〇)	8	4	2
		3段階目 (全認定基準5つ〇)	10	5	3
		行動計画※4	2	1	0.5
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん	5	2	1
		プラチナくるみん	9	4	2
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)		9	4	2

※1 具体的な配点については、契約の内容に応じ、各府省において配点の割合を含めそれぞれ設定。
※2 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加算。
※3 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
※4 行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

出典：内閣府男女共同参画局HP



若手技術者の技術の習得機会の拡大 【若手技術者登用促進型総合評価落札方式】

対象：平成30年4月以降公告工事

若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が主任（監理）技術者としての現場経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、**現場経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置**することにより技術の伝承を図る。

若手技術者と**技術指導者を配置した場合**には当該技術者を**総合評価の評価対象**とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

■ 試行対象工事

原則、すべての工事が対象

■ 総合評価落札方式の評価方法等

	評価等の項目	工事難易度Ⅰ～Ⅲ、3億円未満		工事難易度Ⅳ～Ⅵ又は3億円以上	
		若手監理(主任)技術者 ＋ 技術指導者(非専任)		若手監理(主任)技術者 ＋ 技術指導者(専任)	
		若手監理(主任)技術者	技術指導者(非専任)	若手監理(主任)技術者	技術指導者(専任)
競争参加要件	資格	○	○	○	○
	施工経験		○		○
総合評価での加点	施工経験		○		○
	成績		○		○
	資格		○		○
	表彰・継続教育等		○		○



■技術者要件

①技術指導者

- ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと
- ・別件工事で専任配置されていないこと
- ・定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと(1回/週程度)
- ・現場に半日以内に到着可能な勤務地としている者であること(非専任の場合)
- ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること(非専任の場合)
- ・非専任の場合でも工事内容等により専任としてもよい

②若手主任(監理)技術者

- ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと
- ・工事の公示日が含まれる年度の当初(4月1日)において、満40歳未満の者であること

■その他

- ・技術指導者の配置の有無に関わらず若手技術者を配置した場合に**工事成績評定で加点(0.4点)**
- ・これまで実施していた総合評価で加点する「**若手技術者育成型総合評価落札方式**」の試行は**とりやめる**



技術提案力の評価【試行】

品質向上等が期待できる企業の技術提案力を向上させるため、企業の能力等の評価項目に「技術提案力の評価」を導入

【評価の方法】

近畿地方整備局(港湾空港関係)が発注した工事のうち、本工事の入札参加者が直近の工事の入札で受注できなかった場合にあって、補正後の技術提案の加算点が上位2位(落札者、入札無効、入札辞退及び予定価格を超過した者を除く)の場合に加点評価する。

●「直近の工事」

・前年度契約実績工事から公告日までに契約締結した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の同港・同工事種別の技術提案評価型工事(分任官発注工事、A等級中小企業対象工事及び一括審査方式による工事を除く)で、申請者が入札に参加した直近の案件(共同企業体(特定・経常JV)で申請した案件は各構成員をカウントする)。

※なお、試行開始の初年度となる平成28年度については平成27年12月18日以降公告の工事から公告日までに契約締結した工事と対象とする。

※阪神港での発注工事は、大阪港、神戸港それぞれの同港工事とはみなさない。

【「技術提案力の評価」の試行対象工事等】

1) 試行対象工事

評価項目として「技術提案力の評価」を設定する工事は、下記①～③に該当しない本官・A等級・技術提案評価型工事(WTO、チャレンジ型、若手技術者育成型・女性技術者育成型等試行工事は除く)とし、案件毎に設定の適否を判断する。

- ①直近の応募実績の評価対象となる企業が1者の場合
- ②過去の実績から競争参加希望者が少ないと予想される場合
- ③新規の特殊工事の場合

2) 対象港:管内各港対象。

3) 対象工種:港湾5工種対象。

但し当面の間、大阪港・神戸港の港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事において試行的・先行的に取組みを開始。

分類	技術評価項目	評価基準			加算点
企業の能力等	技術提案力の評価	評価の対象となる直近の入札参加案件の技術提案加算点上位者を評価	申請者が入札に参加した直近の案件について、技術提案の加算点が上位1位	2点	2点
			申請者が入札に参加した直近の案件について、技術提案の加算点が上位2位	1点	
			申請者が入札に参加した直近の案件について、技術提案の加算点が上位3位以下	0点	



評価対象期間中の各企業応募状況及び技術提案力評価一覧表(イメージ)

凡例

	落札者、加算点順位
	落札者以外の加算点1位の者
	落札社以外の加算点2位の者
	今回対象工事に応募した場合の評価

※共同企業体(特定・経常JV)は1者としてカウント

【企業の施工能力:技術提案力の評価】

対象工事名: ABC港〇×地区△工事
 対象港: ABC港
 対象入札・総合評価方式: 一般競争入札(拡大型)・技術提案評価型(SI型・SII型)
 対象工事区分: 港湾土木工事

近畿地方整備局(港湾空港関係)が発注した技術提案評価型工事のうち、対象工事と同港における同工事種別の工事(分任官発注工事、A等級中小企業対象試行工事及び一括審査方式による工事を除く)を対象に、申請者が入札に参加した直近の案件(共同企業体(特定・経常JV)で申請した案件は各構成員を1者としてカウント)について、技術提案の加算点が上位2者(落札者を除く)であった場合に評価。但し、入札無効、入札辞退、調査基準価格未滿及び予定価格超過案件は応募実績としてカウントするが技術提案の加算点順位は評価しない。

【共通事項】

・「技術提案力の評価」設定対象工事の公告日までに契約締結した平成〇年〇月〇日以降の公告工事を「技術提案力の評価」の対象とする。

件名	契約日	入札方式	総合評価方式	技術提案配点満点	A建設(株)	B建設(株)	C建設(株)	D建設(株)	E建設(株)	F建設(株)	G建設(株)	H建設(株)	I建設(株)	J建設(株)	K建設(株)	L建設(株)	M建設(株)	N建設(株)
1 ABC港〇×地区△△工事(第1工区)	H28.4.5	一般競争入札(WTO対象)	技術提案評価型(SI型)	60	3位 ②JV 28点=47%	4位 ④JV 18点=30%		3位 ②JV 28点=47%	2位 ①JV 30点=50%	1位、落札 ③JV 35点=58%	4位 ④JV 18点=30%		3位 ②JV 28点=47%	2位 ①JV 30点=50%	2位 ①JV 30点=50%		1位、落札 ③JV 35点=58%	
2 ABC港◎地区凸凹工事	H28.4.10	一般競争入札(拡大型)	技術提案評価型(SII型)	30	1位、落札 単体 23点=77%	2位 単体 19.5点=65%	3位 単体 16点=53%	3位 単体 16点=53%	4位 単体 15点=50%			4位 単体 15点=50%	無効 単体	辞退 単体	3位 単体 16点=53%			
3 ABC港◎地区凹凹工事	H28.4.25	一般競争入札(拡大型)	技術提案評価型(SI型)	40	4位 単体 25点=63%	3位 単体 30点=75%		5位 単体 24点=60%	3位 単体 30点=75%	1位、落札 単体 36点=90%		4位 単体 25点=63%	7位 単体 10点=25%	6位 単体 22点=55%	2位 単体 32点=80%	2位 単体 32点=80%	3位 単体 30点=75%	
4 ABC港〇×地区□△工事	H28.4.25	一般競争入札(WTO対象)	技術提案評価型(SI型)	60	2位 ④JV 35点=58%	1位、落札 ①JV 40点=67%			無効 ③JV 27.5点=46%	3位 ②JV 27.5点=46%			3位 ②JV 27.5点=46%	1位、落札 ①JV 40点=67%	2位 ④JV 35点=58%	無効 ③JV		
5 ABC港〇×地区□△工事(第2工区)	H28.5.1	一般競争入札(WTO対象)	技術提案評価型(SI型)	60	2位 ②JV 30点=50%	2位 ③JV 30点=50%	3位 ①JV 27.5点=46%		1位、落札 ④JV 32.5点=54%	3位 ①JV 27.5点=46%	2位 ③JV 30点=50%		2位 ②JV 30点=50%	1位、落札 ④JV 32.5点=54%	2位 ②JV 30点=50%	1位、落札 ④JV 32.5点=54%		
6 ABC港〇×地区□△工事	H28.5.20	一般競争入札(拡大型)	技術提案評価型(SII型)	30	2位 単体 16点=53%	1位 単体 20点=67%	1位、落札 単体 20点=67%	予価超過 単体	1位 単体 20点=67%	無効 単体			2位 単体 16点=53%		3位 単体 12点=40%	2位 単体 16点=53%		
7 ABC港〇〇地区△△工事	H28.6.1	一般競争入札(拡大型)	技術提案評価型(SII型)	30	1位 単体 27.5点=92%	1位、落札 単体 27.5点=92%	2位 単体 25.0点=83%		1位 単体 27.5点=92%		2位 単体 25.0点=83%				1位 単体 27.5点=92%	2位 単体 25.0点=83%		
ABC港〇×地区◎□工事	公告日	応募の有無		有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無
	H28年7月〇日	直近状況		落札社以外1位	落札	落札社以外2位	予価超過	落札社以外1位	無効	落札社以外2位	低評価	落札社以外2位	落札	落札社以外1位	落札社以外2位	落札社以外2位	落札社以外2位	応募実績無
		評価		A評価	一評価	B評価	一評価	A評価	一評価	B評価	一評価	B評価	一評価	A評価	B評価	B評価	一評価	
		技術提案力評価加算点		2	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	1	1	0	



担い手の確保・育成に向けた新たな取組【技術者の地域精通度評価の試行】

- 目的:地域に精通した技術者を活用することで、配置技術者の転勤による負荷低減、工事の円滑な実施と品質向上を促す。
- 対象工事:評価項目において、地域精通度・貢献等の評価項目を有する施工能力評価型(I型)、技術提案評価型(SII型)の適用対象工事のうち、Aランク企業(=広域異動による転勤負荷、これを一因とする離職者増、若手採用減等の担い手確保に課題あり)を対象とする規模の工事において、工事エリア、工事特性等を鑑み試行【平成28年度以降公告工事の中から適宜選択】。

配点:地域内工事の施工実績(現行:企業) → 地域内工事の施工実績(試行:技術者)

施工能力評価型、技術提案評価型における技術者の地域精通度評価の配点

評価項目			評価基準	配点	
地域精通度・貢献等	地域内工事の施工実績	技術者の能力等	当該エリアにおいて、3件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※1)	2点 (1点)	2点 (1点)
			当該エリアにおいて、1件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※1)、または、当該エリアにおいて、3件以上の工事で、担当技術者として従事	1点 (0.5点)	
			当該エリアにおいて、3件未満の工事で担当技術者として従事	0点	

※ (): 当該評価項目の満点が1点の場合の配点(施工能力評価型 I 型【施工計画重視型】、技術提案評価型(SII型))

※1: 工事は、公共工事(自治体含む)・民間工事(元下問わず、1,000万円以上)両方を対象とし、また、港湾関係か否かを問わない。自治体工事等についてはCORINS等のデータを活用するほか、民間工事については契約書の写しを提出させ、これをもって実績と見なすことも可とする。また、当該エリアの範囲については都道府県単位を基本とするが、地域の状況等に応じて変更することができる。



入札書と技術資料の同時提出(二封筒事後審査型の実施)

不正が発生しにくい入札・契約制度への見直しに関する基本的な考え方

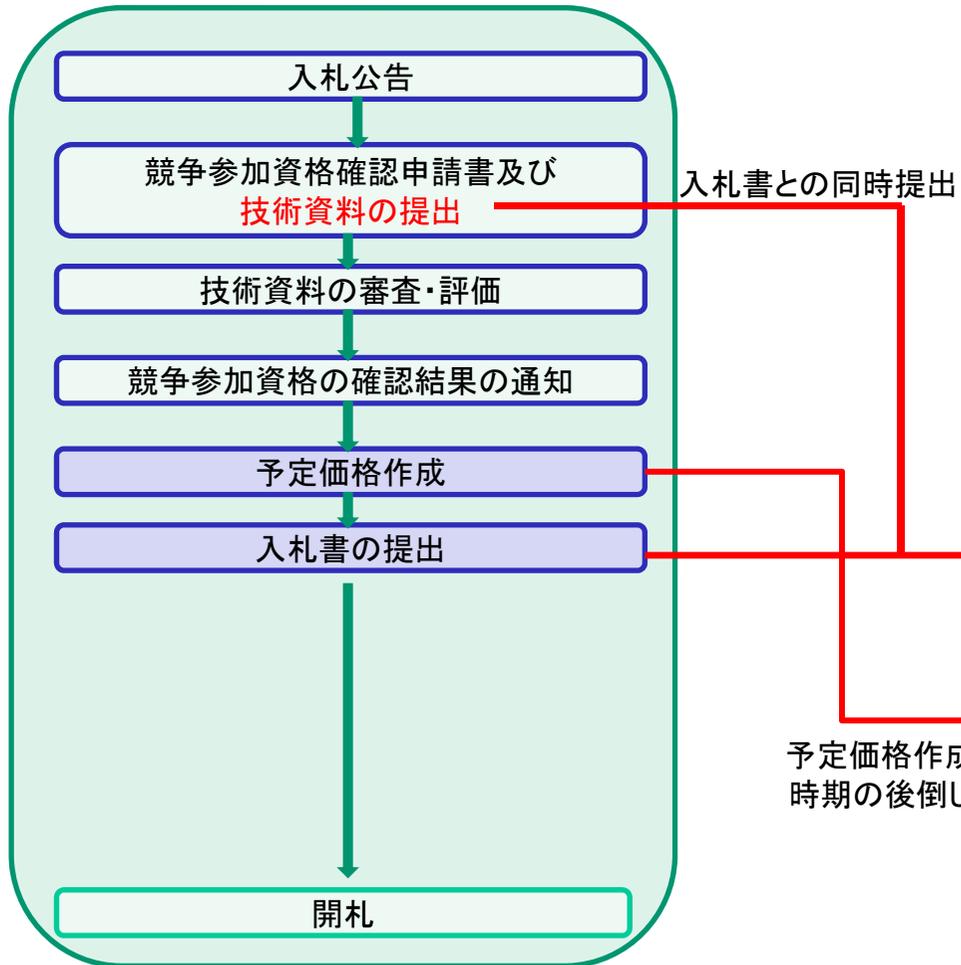
- ①入札書と技術資料の同時提出方式の採用
⇒ 技術評価点が漏洩したとしても入札価格の調整・操作を防止
- ②競争参加資格確認の事後審査型の採用
⇒ 競争参加者の入札前の判明を防止
- ③予定価格作成後の工事費内訳書確認の採用
⇒ 工事費内訳書に応じた予定価格の不正操作を防止
- ④予定価格の入札後決定の採用
⇒ 入札前の予定価格漏洩を防止
- ⑤積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
⇒ 予定価格、総合評価点、入札参加予定者などの機密情報を知っている者の分離・限定
- ⑥入札参加予定者名のマスクングの徹底
⇒ 入札参加予定者名を秘匿することにより公正な審査・評価を担保

対象工事：港湾土木工事のうち、総合評価落札方式(施工能力評価型(施工計画重視型を除く))を適用する工事
予定価格が5千万円以上2億円未満の分任官工事

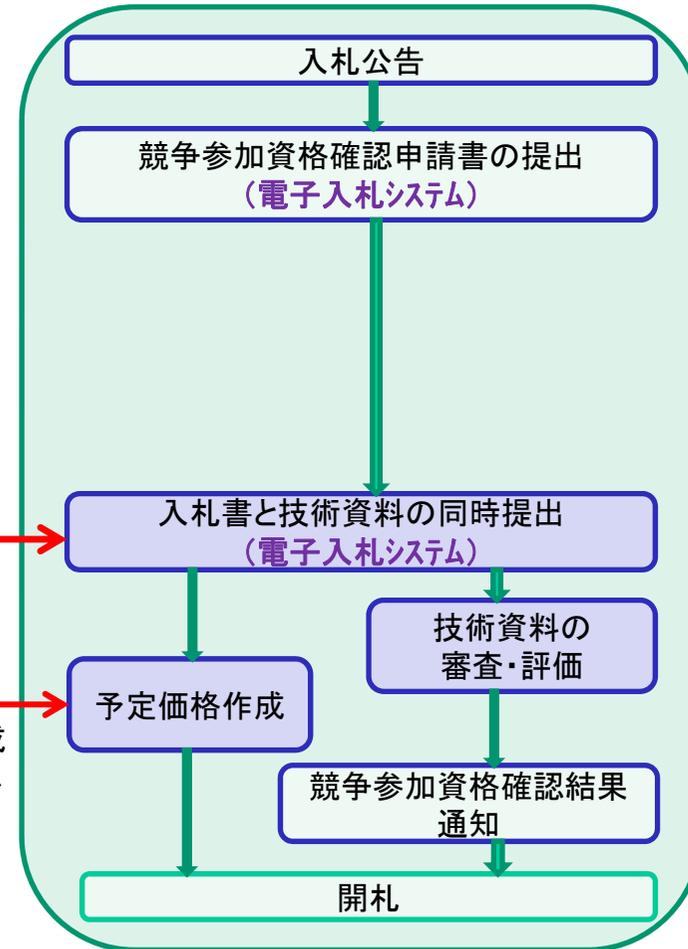


二封筒事後審査型の流れ

(従前の手続)



(見直し後の手続)





一括審査方式の試行(1/2)

目的

総合評価における技術力審査・評価を効率化

- ・企業の技術提案作成に関する負担を軽減
- ・発注者の技術審査に関する負担を軽減

概要

- ・競争参加要件等を共通化できる複数の工事について、求める技術資料の提出は1つのみとし、その評価結果を複数の工事の総合評価に利用する。
- ・提出できる配置予定技術者は1名のみとする。
- ・求めるテーマ、施工計画については一括で審査する各工事に共通する項目に限定する。

適用条件

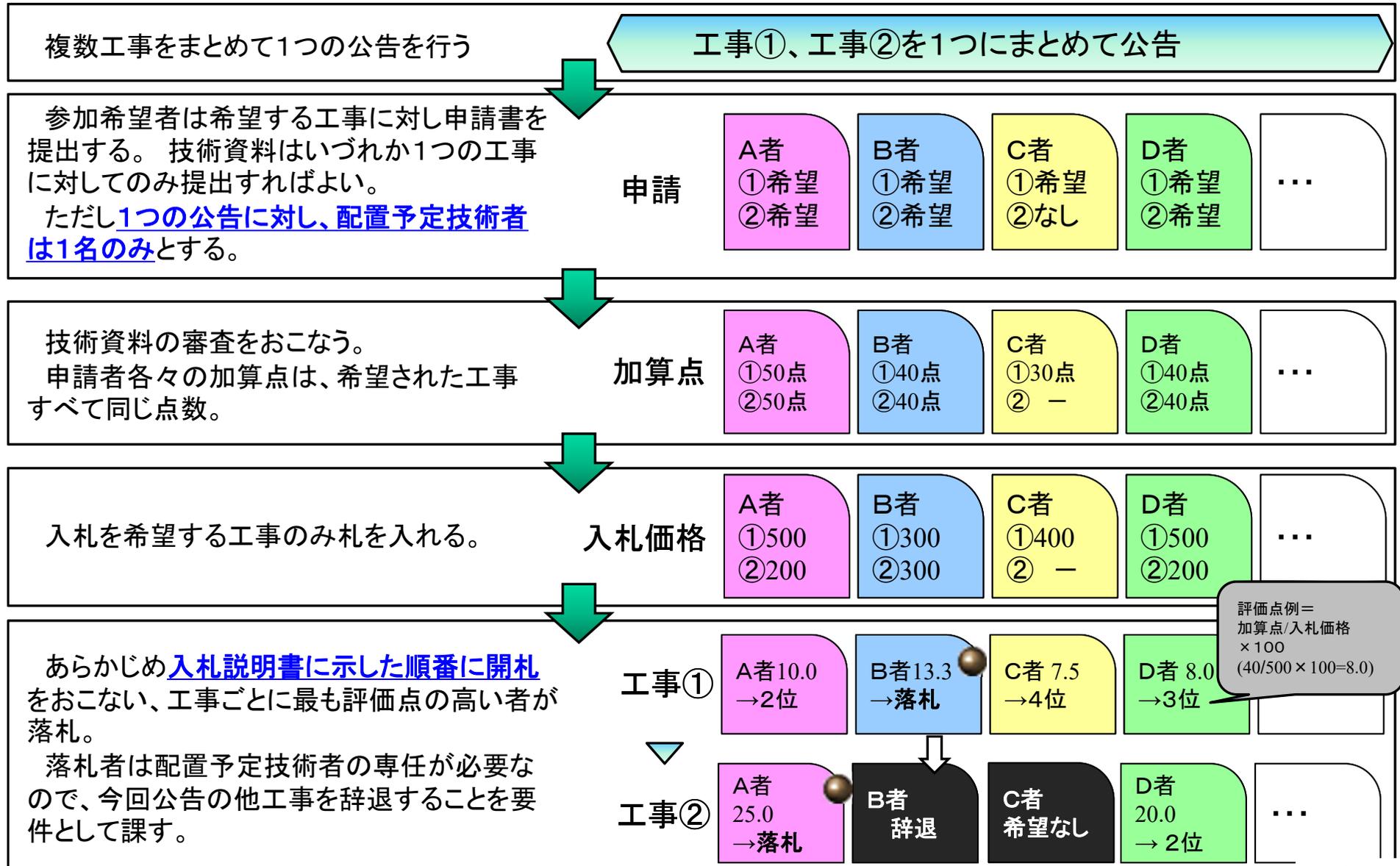
以下の条件をすべて満たす2以上の工事。

- イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ハ) 工事種別及び等級区分が同じ工事
- ニ) 施工地域が近接する工事
- ホ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ヘ) 求める技術提案のテーマが同一となる工事(施工計画の場合も可)
- ト) 技術的難易度について今回求めるテーマに関連のある項目の評価が同じ工事



一括審査方式の試行(2/2)

<手続の流れ>





技術提案評価型(S II 型)チャレンジ型の試行

対象:平成30年4月以降公告工事

■実績評価の比率を更に引き下げることにより、受注機会の拡大を図るため、新たなチャレンジ型を試行。



■対象工事:現行チャレンジ型の適用対象工事など、受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事に適用【非WTO技術提案評価型のうち、地元企業活用型等各種試行対象工事を除く。】

【技術提案評価型(S II 型)チャレンジ型】

評価項目		S II・新チャレンジ型	
		配点	加算点
技術提案	技術提案	36点 1テーマ(2提案)	36点
企業の能力等	同種工事の施工実績	1点	Max 2点
	工事成績評定点	—	
	表彰	—	
	技能者等の配置	1点	
	有益な資格保有者の配置	—	
	有用な新技術の採用(活用)	—	
技術者の能力等	監理技術者等としての同種工事の施工経験	1点	2点
	工事成績評定点	—	
	優秀建設技術者表彰	—	
	工事に適応される有益な資格の有無	1点	
	継続教育(CPD)の履修実績	—	
地域精通度・貢献等	(作業船等の使用の有無)	—	0点
	地域内工事の施工実績	—	
	災害協定の締結の有無	—	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	—	
	災害活動に対しての行政機関からの表彰	—	
加算点計		40点	



海上工事チャレンジ型(施工計画重視型)の試行

対象:平成30年4月以降公告工事

経緯

- 社会資本整備重点計画において、大規模災害発生時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とする全国の作業船保有水準の維持が位置付けられており、これまで、総合評価で作業船の保有と環境性能の高さを評価することにより、作業船保有企業が安定した工事量を確保できる環境を整え、作業船への設備投資を促してきたところ。
- 一方、作業船と船員など海上工事力を保有する優良な地域企業であっても、国交省の実績が少ないために、入札参加や受注の機会が少ない企業が存在。



海上工事チャレンジ型(施工計画重視型)試行の概要

- 大規模災害発生時における円滑な航路啓開・災害復旧を可能とする地域の担い手や作業船を確保
- 企業・技術者の工事成績や表彰など実績による加点比率を下げ、作業船保有、施工計画等の加点比率を割増

■海上工事チャレンジ型(施工計画重視型)の評価基準

技術評価項目	標準型・施工計画重視型 施工体制確認 作業船の有無	施工能力評価型(I型)		施工能力評価型(I型)		
		施工計画重視型 施工体制確認型 作業船有り	加算点	施工計画重視型(チャレンジ型) 施工体制確認型 作業船有り	加算点	
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項 工程表の作成	12点 (6×2項目) 8点	20点	40点	20点 (10×2項目) 10点	30点 40点
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	7点	-	1点	2点
	工事成績評定点	3点				
	表彰	Max1点				
	技能者等の配置	1点				
	工事に適応される各種資格の有無	-				
配置予定技術者の能力	有用な新技術の活用	-	7点	-	1点	4点
	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点				
	工事成績評定点	2点				
	優秀建設技術者表彰	1点				
	工事に適応される各種資格の有無	1点				
社会・地域貢献	継続教育(CPD)の履修実績	1点	4点	-	1点	4点
	作業船等の使用の有無	2点				
	地域内工事の施工実績(標準:企業、試行:技術者)	1点				
	災害協定の締結の有無	1点				
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	1点				
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点	-2点	-0.5点	-2点	

■対象工事

- (平成29年1月以降公告工事)
- 施工能力評価型(I型)の
 - 適用工事(地域企業参加対象)
 - 作業船使用が主たる工事
 - 年間数件程度



地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行

◆公共事業のうち、特に大規模工事については、大手企業が受注し、その下請業者として過去から取引のある会社を使用することが多くみられるが、災害対応、維持管理などを担うのは、地場の優良企業であり、また、地方の基幹産業として建設業を活性化させていく必要がある。そこで、地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、1次下請企業の工事成績、下請表彰の有無、地元企業の活用比率を評価する「**地元企業活用審査型総合評価落札方式**」を試行する。

【概要】

(1) 対象工事

港湾土木及び港湾等しゅんせつのAランクは、全国的に活動している者が多く、実態としてほとんどの場合下請けを使って工事を施工しているので、港湾土木Aランク工事を対象として試行する。なお、専門工事が主となる工事については対象としない。

(2) 評価項目

地元企業(施工府県に本店を有する企業)活用評価項目として下記を設定。

- ①1次下請企業の工事成績
- ②1次下請企業の下請表彰の有無
- ③地元企業の活用比率
- ④施工体制
(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ⑤技術提案または施工計画
- ⑥企業的能力等
- ⑦技術者の能力等

(3) 配点割合

下記を標準とする(SI型の場合)。

標準点 100点 <small>(施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)</small>	施工体制 評価点 30点	加算点 最大60点 <small>(技術提案及び企業 の施工能力等)</small>	
		地元企業評価点 最大10点	
地元企業 評価点 10点	企業の 能力等 10点	技術者の 能力等 10点	技術提案 30点

(4) 地元企業評価項目の評価方法

- ・1次下請企業の工事成績(最大4点)
→下請比率が10%以上の地元企業すべてを対象とする。
当該企業の同種工事における過去5カ年の平均工事成績評定点が**一定の点数以上であることを確約できる場合に加点。**
- ・1次下請企業の下請表彰(1点)
→下請比率が10%以上の地元企業のうち1者以上を対象とする。
過去5カ年の近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係)の下請表彰の有無。
- ・地元企業の活用比率(最大5点)
→元請企業を含む地元企業の**入札金額に対する予定活用割合に応じて加点。**



ICT活用工事の試行

ICT活用工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する工事であり、近畿地方整備局 港湾空港部では、平成29年6月以降に公告する工事の一部について、総合評価落札方式においてICT活用工事を実施する場合に加点評価する試行を行う。

■総合評価落札方式に関する事項

- ICT浚渫工(発注者指定型)、ICT土工(発注者指定型)
発注者の指定によって「ICT活用工事」を実施する場合は、総合評価落札方式における評価は行わない。
- ICT浚渫工(施工者希望型)、ICT土工(施工者希望Ⅰ型)**
施工者の希望によって「ICT活用工事」を実施する場合は、総合評価落札方式において、ICT活用の計画について評価する。
- ICT土工(施工者希望Ⅱ型)
総合評価落札方式における評価は行わない。(契約後、施工者からの提案・協議を経てICT活用施工。)
- 各発注方式における共通事項
ICT活用施工にかかる技術については、本工事では総合評価落札方式での「技術提案(施工計画等)」における評価の対象外とする。

評価項目及び評価基準

	評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の能力等	ICT活用工事の実施	【ICT浚渫工の場合】 ①3次元起工測量 ②3次元数量計算 ③3次元出来形測量 ④3次元データの納品	【ICT浚渫工の場合】 ・①～④の全ての段階で全面的に活用する場合 【ICT土工の場合】 ・①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合	2点
		【ICT土工の場合】 ①3次元起工測量 ②3次元設計データの作成 ③ICT建設機械による施工 ④3次元出来形管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品	【ICT浚渫工の場合】 ・①～④の全ての段階で全面的に活用する計画ではない、または活用しない場合 【ICT土工の場合】 ・①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画ではない、または活用しない場合	0点

■工事成績評定における措置

「企業の能力等」に関する評価項目が不履行となった場合は、工事成績評定を最大5点減点する。



履行確認及びペナルティ

技術提案評価型における技術提案及び施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)における施工計画については、技術提案(施工計画)内容を契約書へ添付するとともに、特記仕様書に施工計画の記載を明記することとしている。このことにより、確実な履行確認及び検査が可能となり技術提案(施工計画)の適正な評価につながる事となる。

なお、受注者の責により、技術提案(施工計画)内容を履行できない場合は、相応のペナルティを課すものとし、請負工事成績評価において、技術提案(施工計画)の項目数に対する達成率により**最大10点の減点措置**を行うとともに、以下の算定式により**違約金を徴収**する。

ただし、技術提案評価型及び施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)において、評価結果の通知の際に「履行義務有り」とした技術提案(施工計画)のみを対象とする。

1. 総合評価方式における技術提案に係る減点措置の考え方

○技術提案評価型(A型、S型(WTO)、S I 型、S II 型)、施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)の場合

技術提案(施工計画)に係る項目

提案(施工計画)内容に対して、達成率が60%未満の場合	工事成績評価を10点減点
提案(施工計画)内容に対して、達成率が60%以上、80%未満の場合	工事成績評価を 5点減点
提案(施工計画)内容に対して、達成率が80%以上、100%未満の場合	工事成績評価を 3点減点

○技術提案評価型、施工能力評価型 I 型(標準型)及び II 型の場合

企業的能力等に関する提案

不履行となった評価項目毎の加点割合が50%を超える場合	工事成績評価を 5点減点
不履行となった評価項目毎の加点割合が50%以下の場合	工事成績評価を 3点減点

2. 総合評価方式における技術提案に係る違約金徴収の考え方

技術提案評価型における技術提案及び施工能力評価型(施工計画重視型)における施工計画が履行できなかった場合は、上記「請負工事成績評価」の減点に加え、以下の算定式により違約金を徴収する。ただし、当初契約金額の10%を限度とする。(施工能力評価型 I 型(標準型)、II 型の場合は違約金の徴収はない。(平成27年9月以降))

違約金 = 当初請負代金額 × (1 - 施工後の評価点 / 当初契約時の評価点)

注1) 施工後の評価点 = 当初契約時の評価点 - 不履行となった提案評価項目に対して付与された加算点

注2) 当初契約時の評価点 = 標準点100点 + 加算点 + 施工体制評価点

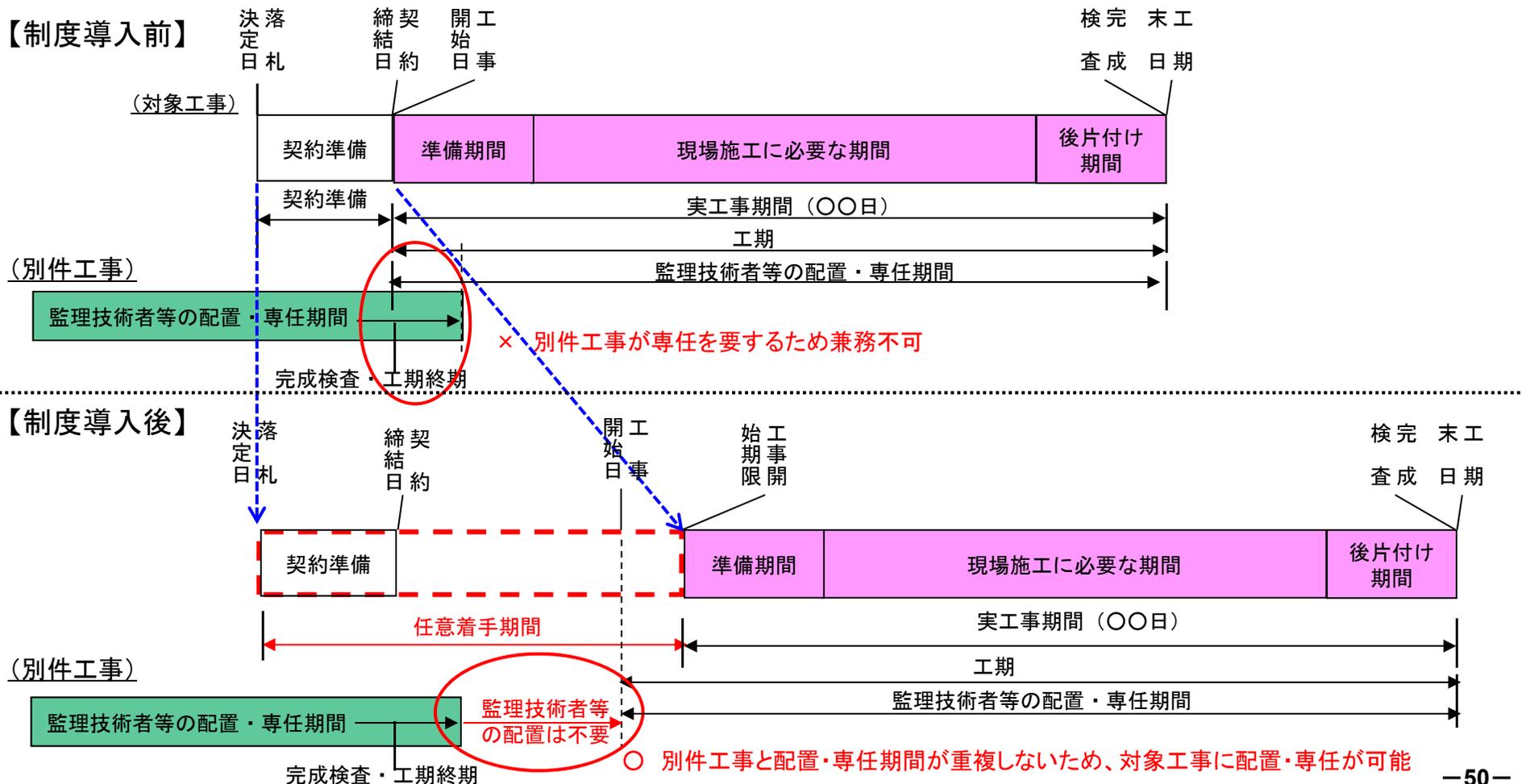


任意着手制度を活用した工事

○地方整備局(港湾空港関係に限る)が発注する工事(以下、港湾工事等)において、入札不調・不落の発生抑制や、工事施工業者の受注時期の偏りによる労働者、資機材等の集中を緩和するため、受注者が手持ち工事量を勘案しながら工事開始時期を選択できる任意着手制度の活用を図る。

○任意着手制度は、発注者がある期間を任意着手期間として設定し、その期間内に受注者が自らの判断により工事を開始し、開始した日から工期末日までに完成させるものである。

なお、契約締結日から工事開始日までの期間は、建設資材や労働力確保等のための準備調整を行うことができる。また、同期間は、監理技術者等の配置は不要とし、資材の搬入、仮設物の設置、現場詰め所の設置等を行ってはならない。





各評価方式別配点(WTO)

対象:平成30年4月以降公告工事

【技術提案評価型(S型)・WTO】

1テーマの場合

評価項目		配点	加算点	備考
技術提案	技術提案 テーマ1	60点	60点	

【技術提案評価型(S型)・WTO】

2テーマの場合

評価項目		配点	加算点	備考
技術提案	技術提案 テーマ1	30点	60点	テーマ毎に重み付けを行い、評価の細分化を図る (各テーマが品質確保・向上のみの場合は重みは同じ)
	技術提案 テーマ2	30点		



各評価方式別配点：技術提案評価型（S I 型）

対象：平成30年4月以降公告工事

技術提案評価型（S I 型）・作業船を評価する場合

		標準	技術提案力 評価型	地元企業活 用審査型	配点	加算点
技術提案	1～2テーマ(※地元企業活用審査型は1テーマ)×2提案	40点	40点	30点	30～40点	60点
地元一次下請企業の工事成績	過去5か年の地元企業工事成績評定の平均	—	—	4点	0～10点	
	過去5か年の地元企業の下請表彰	—	—	1点		
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	—	—	5点		
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	2点	10点	
	工事成績評定点	3点	3点	3点		
	表彰	Max2点	Max1点	Max2点		
	優良工事表彰(局長、事務所長)	(1)	(1)	(1)		
	安全管理優良請負者表彰					
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰					
	技術開発に関する表彰					
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)	(1)		
	工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)	(1)		
	下請の表彰	(1)	(1)	(1)		
技能者等の配置	1点	1点	1点			
工事に適応される各種資格の有無	—	—	—			
技術提案力の評価	—	2点	—			
有用な新技術の活用	—	—	—			
作業船の使用の有無	2点	2点	2点			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	3点	3点	3点	10点	
	工事成績評定点	3点	3点	3点		
	優秀建設技術者表彰	1点	1点	1点		
	工事に適応される各種資格の有無	2点	2点	2点		
	継続教育(CPD)の履修実績	1点	1点	1点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点				

※作業船の使用を想定しない工事の場合は、上記配点と異なる。



各評価方式別配点：技術提案評価型（S II 型）

対象：平成30年4月以降公告工事

技術提案評価型（S II 型）・作業船を評価する場合

	標準	技術提案力 評価型	ICT活用工 事	配点	加算点	チャレンジ 型 (3提案)	配点	加算点
技術提案	1テ-マ×2提案	30点	30点	30点	30点	36点	36点	40点
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	1点	7点	1点	2点	
	工事成績評定点	3点	2点	2点		-		
	表彰	Max1点	Max1点	Max1点		-		
	優良工事表彰(局長、事務所長)	(1)	(1)	(1)		(-)		
	安全管理優良請負者表彰							
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰							
	技術開発に関する表彰							
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)	(1)				
	工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)	(1)				
	下請の表彰	(1)	(1)	(1)				
	技能者等の配置	1点	1点	1点	1点	1点	1点	
	工事に適応される各種資格の有無	-	-	-				
技術提案力の評価	-	2点	-					
有用な新技術の活用	-	-	-					
ICT活用工事の実施	-	-	2点					
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	2点	2点	7点	1点	2点	
	工事成績評定点	2点	2点	2点		-		
	優秀建設技術者表彰	1点	1点	1点		-		
	工事に適応される各種資格の有無	1点	1点	1点		1点		
	継続教育(GPD)の履修実績	1点	1点	1点		-		
社会・地域貢献	作業船の使用の有無	2点	2点	2点	6点	-		
	地域内工事の施工実績(標準:技術者、試行:企業)	1点	1点	1点		-		
	災害協定の締結の有無	1点	1点	1点		-		
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点	1点	1点		-		
	災害活動における行政機関からの表彰等	1点	1点	1点		-		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～2点				-0.5点～2点		

※作業船の使用を想定しない工事の場合は、上記配点と異なる。

※上記配点は施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事の場合である。施工体制確認型でない場合は加算点が異なる。



各評価方式別配点：施工能力評価型（I型）【標準型】【施工計画重視型】

対象：平成30年4月以降公告工事

施工能力評価型（I型）【標準型】【施工計画重視型】

技術評価項目	標準型・施工計画重視型 施工体制確認 作業船の有無 地域内工事の施工実績	施工能力評価型（I型）		施工能力評価型（I型）		施工能力評価型（I型）		施工能力評価型（I型）	
		配点	加算点	配点	加算点	配点	加算点	配点	加算点
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	12点 (6×2項目)	20点	40点	12点 (6×2項目)	20点	40点	可・否	
	工程表の作成	8点			8点	8点		可・否	
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	7点		2点	8点	40点	3点	16点
	工事成績評定点	3点			3点		5点	5点	40点
	表彰	Max1点			Max1点		Max2点	Max2点	
	優良工事表彰(局長、事務所長)						(1)	(1)	
	安全管理優良請負者表彰						(1)	(1)	
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰						(1)	(1)	
	技術開発に關しての表彰						(1)	(1)	
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)			(1)		(1)	(1)	
	工事成績評定優秀企業認定	(1)			(1)		(1)	(1)	
	下請の表彰	(1)			(1)		(1)	(1)	
技能者等の配置	1点			1点		2点	2点		
工事に適応される各種資格の有無	—			—		2点	2点		
有用な新技術の活用	—			1点		—	1点		
ISO9000シリーズ認証取得	—			—		—	1点		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	7点		2点	8点	4点	14点	16点
	工事成績評定点	2点			3点		6点	6点	
	優秀建設技術者表彰	1点			1点		2点	2点	
	工事に適応される各種資格の有無	1点			1点		1点	2点	
	継続教育(GPD)の履修実績	1点			1点		1点	2点	
社会・地域貢献	作業船等の使用の有無	2点	6点		—	4点	12点	—	8点
	地域内工事の施工実績	1点			1点		2点	2点	
	災害協定の締結の有無	1点			1点		2点	2点	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点			1点		2点	2点	
	災害活動における行政機関からの表彰等	1点			1点		2点	2点	
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点~-2点			-0.5点~-2点		-0.5点~-2点		-0.5点~-2点

※施工能力評価型（I型）【標準型】

- ・施工計画の評価であり技術提案ではなく点数評価しないため、評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行わない。
- ・工事種別、発注予定額により、二封筒事後審査型の対象となる。

※施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】

- ・施工計画(技術提案ではない)を点数評価。評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行う[通知方法はS型に同じ]。
- ・二封筒事後審査型の適用対象外。

※上記配点は施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事の場合である。施工体制確認型でない場合は加算点が異なる。



各評価方式別配点：施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】

対象：平成30年4月以降公告工事

施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】（海上チャレンジ）（ICT活用工事）

	標準型・施工計画重視型 施工体制確認 作業船の有無 試行	施工能力評価型（I型） 施工計画重視型（海上チャレンジ）		施工能力評価型（I型） 施工計画重視型（海上チャレンジ）		施工能力評価型（I型） 施工計画重視型		施工能力評価型（I型） 施工計画重視型					
		配点	加算点	配点	加算点	配点	加算点	配点	加算点				
技術評価項目		20点 (10×2項目)	30点	40点	20点 (10×2項目)	30点	40点	12点 (6×2項目)	20点	30点	12点 (6×2項目)	20点	30点
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	10点			10点			8点			8点		
企業の能力等	同種工事の施工実績	1点	2点		1点	3点		1点	7点		1点	8点	
	工事成績評定	—			—			2点			2点		
	表彰	—			—			Max1点			Max1点		
	優良工事表彰（局長、事務所長）							(1)			(1)		
	安全管理優良請負者表彰												
	優良工事等施工者（現場環境向上）表彰												
	技術開発に關しての表彰												
	コンクリート構造物品質コンテスト							(1)				(1)	
	工事成績評定優秀企業認定							(1)				(1)	
	下請の表彰							(1)				(1)	
技能者等の配置	1点			—				1点			1点		
工事に適応される各種資格の有無	—			—			—				—		
有用な新技術の活用	—			—			—				1点		
ISO9000シリーズ認証取得	—			—			—				—		
ICT活用工事の実施	—			2点			2点				2点		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	4点		2点	3点		3点	8点		2点	8点	
	工事成績評定	—			—			3点			3点		
	優秀建設技術者表彰	—			—			—			1点		
	工事に適応される各種資格の有無	1点			1点			—			1点		
	継続教育（CPD）の履修実績	1点			—			1点			1点		
社会・地域貢献	作業船等の使用の有無	2点	4点		2点	4点		2点	4点		—	4点	
	地域内工事の施工実績（標準：企業、試行：技術者）	1点			1点			1点			1点		
	災害協定の締結の有無	1点			1点			1点			1点		
	建設業事業継続計画（BCP）認定の有無	—			—			1点			1点		
	災害活動における行政機関からの表彰等	—			—			1点			1点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点			-0.5点～-2点			-0.5点～-2点			-0.5点～-2点		

※施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】

- ・施工計画（技術提案ではない）を点数評価。評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行う[通知方法はS型に同じ]。
- ・二封筒事後審査型の適用対象外。

※上記配点は施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事の場合である。施工体制確認型でない場合は加算点が異なる。



各評価方式別配点：施工能力評価型（Ⅱ型）

対象：平成30年4月以降公告工事

施工能力評価型（Ⅱ型）

		施工能力評価型（Ⅱ型）		施工能力評価型（Ⅱ型）			
		標準型		標準型			
		施工体制確認型		施工体制確認型			
		作業船有り		作業船無し			
技術評価項目		配点	加算点	配点	加算点		
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項						
	工程表の作成						
企業の能力等	同種工事の施工実績	3点	14点	40点	3点	16点	40点
	工事成績評定点	5点			5点		
	表彰	Max2点			Max2点		
	優良工事表彰(局長、事務所長)						
	安全管理優良請負者表彰	(1)			(1)		
	イメージアップ優良工事表彰						
	技術開発に関する表彰						
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)			(1)		
	工事成績評定優秀企業認定	(1)			(1)		
	下請の表彰	(1)			(1)		
	技能者等の配置	2点			2点		
工事に適応される各種資格の有無	2点			2点			
有用な新技術の活用	—			1点			
ISO9000シリーズ認証取得	—			1点			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	4点	14点		4点	16点	
	工事成績評定点	6点			6点		
	優秀建設技術者表彰	2点			2点		
	工事に適応される各種資格の有無	1点			2点		
	継続教育(CPD)の履修実績	1点			2点		
社会・地域貢献	作業船等の使用の有無	4点	12点		—	8点	
	地域内工事の施工実績(標準:技術者、試行:企業)	2点			2点		
	災害協定の締結の有無	2点			2点		
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	2点			2点		
	災害活動における行政機関からの表彰等	2点			2点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点~-2点			-0.5点~-2点		

※施工能力評価型（Ⅱ型）

- ・施工計画を求めず、企業の能力等評価のみを行う。評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行わない。
- ・工事種別、発注予定額により、二封筒事後審査型の対象となる。

※上記配点は施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事の場合である。施工体制確認型でない場合は加算点が異なる。

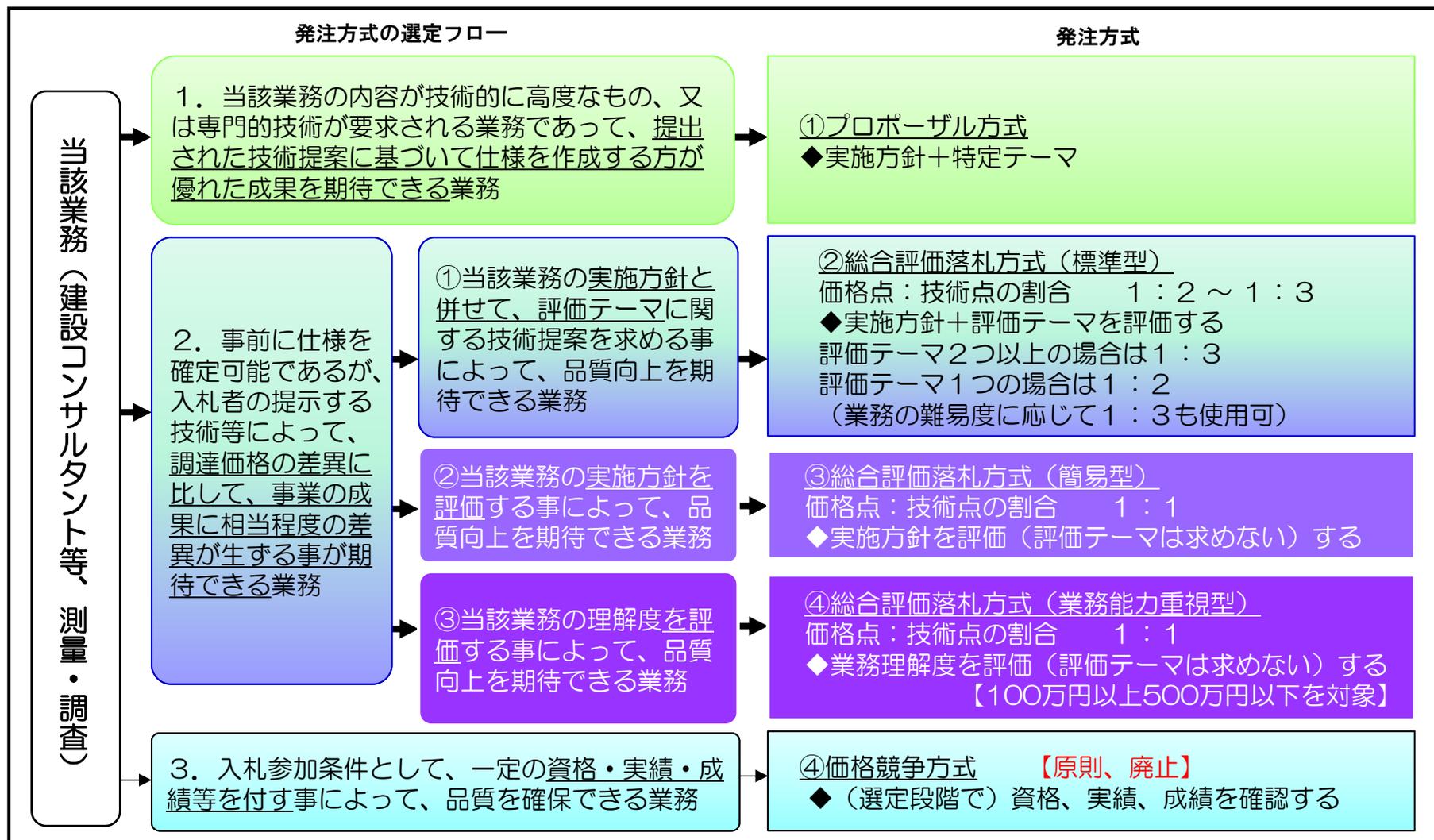
建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式
について



プロポーザル方式及び総合評価落札方式等の適用の考え方

建設コンサルタント業務等の発注にあたっては、以下の選定フローに基づき発注を行う。

【平成27年9月以降改正】



※500万円以下であっても、総合評価落札方式（簡易型）を選定する場合がある。 —58—



発注方式別の技術評価の配点の基本的な考え方

【平成29年4月以降改正】

発注方式		特定・入札段階の配点イメージ			
プロポーザル方式		25%		75%	
		技術者の 資格・実績等 5~10%	技術者の 成績・表彰 15~20%	実施方針 12.5~25%	評価テーマ 50~62.5%
総合評価 落札方式	標準型	(標準型 1 : 3)			
		価格点 1	技術者の 資格・実績等 5~10%	技術者の 成績・表彰 15~20%	実施方針 12.5~25%
	(標準型 1 : 2)				
	価格点 1	技術者の 資格・実績等 7.5~15%	技術者の 成績・表彰 18~25.5%	実施方針 15~30%	評価テーマ 37~52%
	簡易型	(簡易型 1 : 1)			
		価格点 1	技術者の 資格・実績等 12.5~25%	技術者の 成績・表彰 25~37.5%	実施方針 50%
(簡易型(チャレンジ型) 1 : 1)					
価格点 1	技術者の 資格・実績等 23.3%	実施方針(履行上の留意点含む) 76.7%			
業務能力 重視型	(業務能力重視型 1 : 1)				
	価格点 1	業務理解度			
(業務能力重視型(チャレンジ型) 1 : 1)					
価格点 1	業務理解度(履行上の留意点含む)				



総合評価落札方式における落札者の決定方法

総合評価の評価方法の考え方

- 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は、加算方式を基本とする。
- 加算方式以外に発注者が適切と考える方法がある場合は、財務大臣協議を行った上で当該方法を用いてもよい。

【 加算方式 】

1. 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2. 価格評価点の設定の考え方

- ・技術評価点の満点を60点とし、価格評価点の配分点を20点から60点の範囲で決定する。各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格点:技術点 の割合	価格評価点 の配分点	技術評価点 の満点
1:1	60	60
1:2	30	60
1:3	20	60

3. 技術評価点の算出方法(予定価格が100万円以上※の場合) ※H27.9から適用

- ・技術資料の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎及び④の評価項目を加えて評価を行い、技術評価点を与える。

①配置予定技術者の経験及び能力

②実施方針等

③評価テーマに対する技術提案(価格点：技術点の割合が1：2及び1：3の場合のみ)

④技術提案の履行確実性

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計} \{ \text{①の得点} + (\text{②の得点} + \text{③の得点}) \times \text{④の評価}^{\text{※}} \}}{\text{技術評価の配点合計} (\text{①の配点} + \text{②の配点} + \text{③の配点})}$$

(※履行確実性度)



品質確保の対策強化

建設コンサルタント等業務は工事に比べて低入札の発生率が高く、落札率も低水準
平成18年度以降、落札率の下落傾向が拡大

1. 業務成果品質の低下に対する不安

(1) 成績が低くなる傾向が見られる

(2) 設計ミスが増加傾向

2. コンサル業界の技術力低下に対する不安

(1) 仕事が減っているのに業者数は増えている

(2) 経常利益の減少

(3) 技術者単価の減少、技術者へのしわ寄せ

(4) 中堅技術者の他産業への流出、若者離れによる技術の継承に不安

成果品質とコンサル業界の技術力の低下のおそれ



対策1：調査基準価格の設定と低入札価格調査の実施

- 調査基準価格：予定価格の60%～80% (地質調査業務のみ2/3～85%)
- 調査基準価格を下回る入札があった場合、低入札価格調査を実施

対策2：業務コスト調査の実施

- 目的：業務コスト構造の実態を詳細に把握
- 調査内容：業務ごとに、完成業務原価や販売及び管理費を調査票に記入

対策3：第三者照査の実施

- 受注者の責任により第三者による照査を実施 (予定価格100万円を超える業務)
- 低入札価格調査として第三者照査実施者の申請期間を限定 (予定価格1,000万円を超える業務)

対策4：総合評価落札方式の「履行確実性」を加えた技術評価の試行



対策1 調査基準価格の設定と低入札価格調査の実施

(対象:平成29年4月以降公告業務等)

業種別の調査基準価格算出方法

- 業種区分ごとに下表①～④により計算された額の合計額(税込)を算出
- ただし、下限を予定価格の60%、上限を予定価格の80%とする
(地質調査業務にあっては、下限2/3, 上限85%)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

業務における低入札価格調査

- 予定価格が1,000万円を超える競争入札の案件を対象に低入札価格調査制度を導入
- 調査基準価格を下回る入札があった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査を実施
主な調査内容: 低入札の理由、入札価格の内訳書、履行体制、過去に受注した業務及び成績状況等
- 適切な履行がなされないおそれがある場合は、その者を落札者とせず、次順位者との手続きに移行



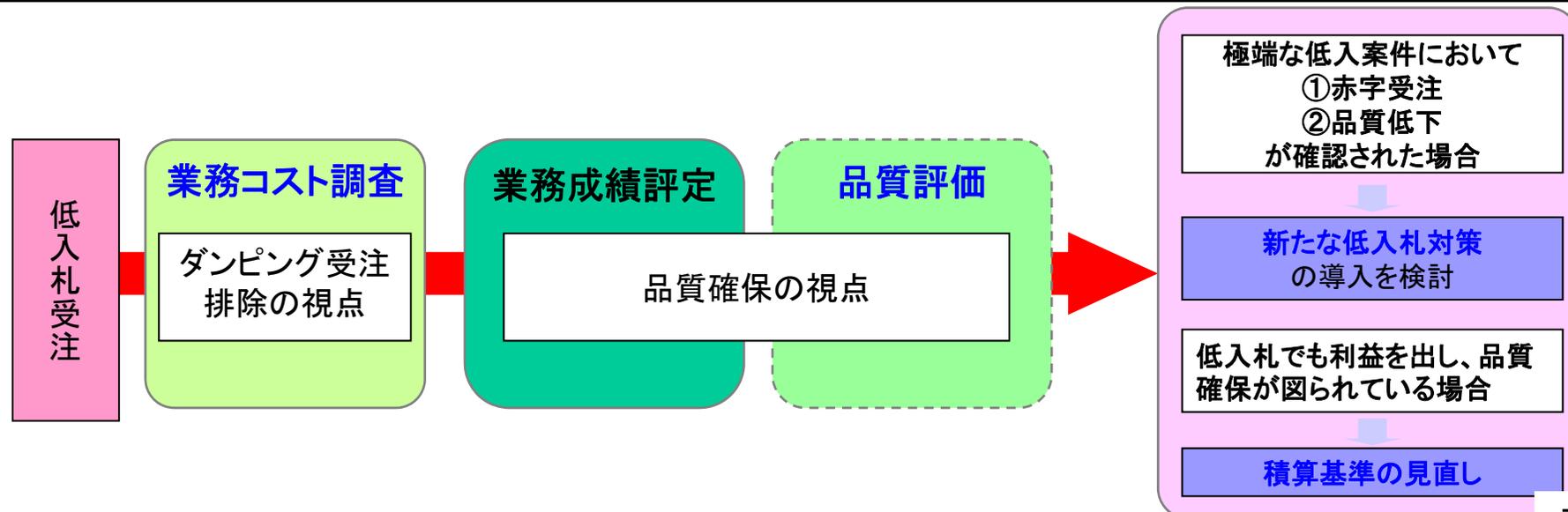
対策2 業務コスト調査の実施

業務コスト調査の目的

- 建設コンサルタント業務等において、**近年低入札が急増**
- しかし、現状では業務コストの実態が把握できていないため、それらの低入札案件が、過当競争下での赤字覚悟の入札なのか、低入札であっても一定の利益を得ているのか不明
- したがって、建設コンサルタント業務等における完成業務原価と官積算との乖離、受注業務の売上総利益(損失)及び営業利益(損失)の実態等、**業務コスト構造を詳細に把握することを目的として業務コスト調査を導入する**

業務コスト調査導入後の展開

- 業務コスト調査の結果、低入札案件において
- 赤字受注の傾向が確認され、品質確保に懸念 → **新たな低入札対策の導入を検討**
 - 黒字受注の傾向が確認され、品質確保の問題なし → **積算基準の見直し**





対策3 第三者照査の実施

○低入札価格調査を経て契約した業務等について、業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、**契約相手方の負担により第三者照査を実施することを義務づけ**

① 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務：**調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した業務**

※ただし、見積参考資料の開示を行っていない業務、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に照査の定めのない業務は除く。

② 予定価格が1,000万円を超える業務：**調査基準価格以下で契約した業務**

⇒ **低入札価格調査に係る資料の提出期限(通知した日から7日(土、日、祝日除く)以内)までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知し、その通知が無い場合には、「競争契約入札心得(第6条第11号)」の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。**

○業務完了報告書提出までに**第三者照査が適切に履行されない場合、業務成績評定点を最大15点減点**

第三者照査に求められる資格及び実績：予定照査技術者又は管理技術者と同等とする。

資格内容	業務		測量	探査工	土質調査	環境調査	気象・海象調査	計画調査	環境影響評価	設計	技術開発	電算プログラム開発	維持管理計画調査	備考
	深淺測量	水路測量												
港湾海洋調査士														
深淺測量部門	○													但し、「環境調査」部門は環境調査の騒音調査、振動調査、悪臭調査を除く
危険物探査部門			○											
土質・地質調査部門					○									
環境調査部門						○								
気象・海象調査部門							○							
RCCM														但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者
土質及び基礎部門					○									
地質部門					○									
建設環境部門						○			○					
港湾及び空港部門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水路測量技術														
沿岸(1級)	○	○												
港湾(1級)	○	○												
地質調査技術士					○									但し、港湾関係の実務経験が大卒者は5年以上、高卒者は8年以上ある者
基本情報技術者												○		
海洋・港湾構造物維持管理士										○			○	但し、設計は維持管理に関する業務に限る
海洋・港湾構造物設計士										○	○		○	但し、技術開発は設計に関する業務に限る

実施についての留意点

- ※ 第三者照査の企業に要求される資格として
 - ・ 予決令及び会計令第98条において準用する第70条、71条に該当しないもの
 - ・ 建設コンサルタント業務にかかる競争参加資格を受けていること
 - ・ 指名停止を受けている期間中でないこと
 - ・ 受注者との間に資本関係、人的関係において中立・公平な立場を証明できること
 - ・ 過去5年間に受注者と請負関係が無いこと
 - ・ 当該年度において、建設コンサルタント業務等で低入札受注がない。

※ 第三者照査は、共通仕様書に定められる照査に準じて実施する。受注者は第三者照査の方法について照査実施計画書を作成し、具体的な照査時期照査事項等を定め発注者に提出する。

※ 成果物にかしがある場合、第三者照査の技術者が負うものではない。



対策4 総合評価方式の「履行確実性」を加えた評価

○概要

- ・技術提案の確実な履行の確保を厳密に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「**履行確実性**」を加えて技術評価を行うことを試行する。

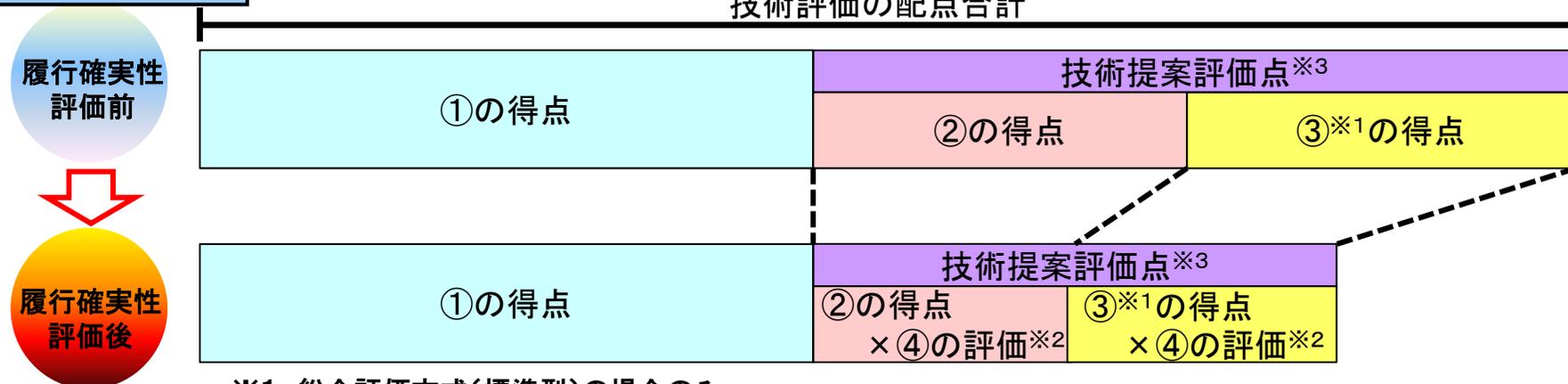
○対象業務

- ・予定価格が100万円以上の業務。(H27.9.1より対象拡大)
※原則、100万円以上の業務は総合評価落札方式を適用(プロポーザル方式で発注する業務は除く)

○履行確実性評価を追加した総合評価

- ・総合評価 価格評価点 + **技術評価点** = 評価値の最も高い者を落札者とする
- ・**技術評価点** = 60点 × $\frac{\text{技術評価の得点合計} \{ \text{①の得点} + (\text{②の得点} + \text{③}^{\ast 1} \text{の得点}) \times \text{④の評価}^{\ast 2} \}}{\text{技術評価の配点合計} (\text{①の配点} + \text{②の配点} + \text{③}^{\ast 1} \text{の配点})}$
(①配置予定技術者の経験・能力 ②実施方針 ③評価テーマに対する技術提案^{※1} ④**技術提案の履行確実性**)

算出イメージ



※1 総合評価方式(標準型)の場合のみ

※2 履行確実性度

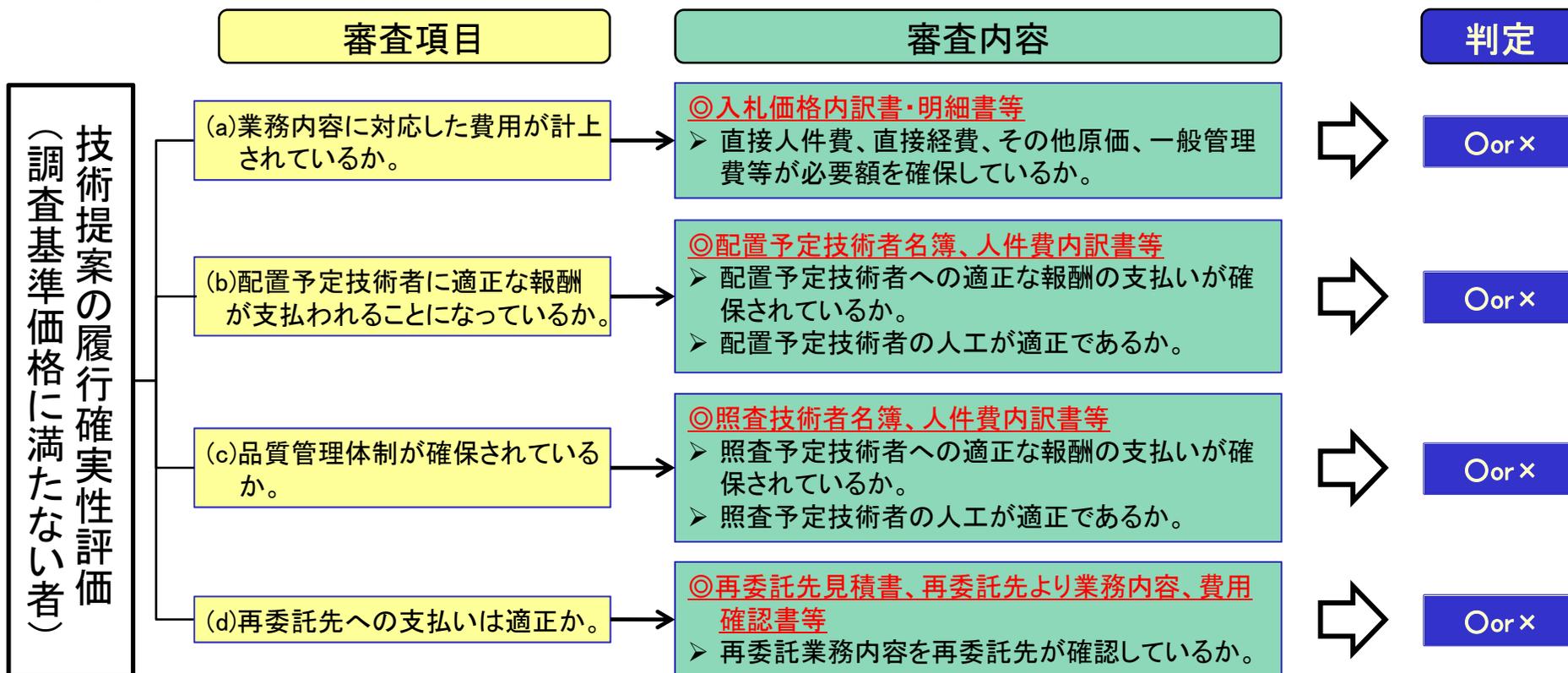
※3 「技術提案評価点」=「②実施方針」及び「③評価テーマに対する技術提案」^{※1}に与えられた得点の合計



対策4 総合評価方式の「履行確実性」を加えた評価

技術提案書の履行確実性の審査項目

・下記の4項目について実施する。



技術提案書の履行確実性の評価方法

・(a)～(d)までの各審査項目毎に審査(「O」or「X」)した上で、5段階(A～E)で総合的に評価する。

$$\text{履行確実性度} = \frac{\text{審査項目(a)～(d)のうち「O」と審査した項目数}}{4}$$

「O」と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0



総合評価落札方式における技術提案書に基づく業務

(1) 総合評価落札方式における技術提案内容が履行されなかった場合の措置

受注者の責により提案内容が履行されなかった場合は、提案内容全体に対する履行されなかった提案内容の割合に応じて、業務成績評定点を最大10点減ずる等の措置を行う。

- ① 技術提案書を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。
- ② 受注者の責により提案内容が履行されなかった場合は、提案内容全体に対する履行されなかった提案内容の割合に応じて、下記の点数を業務成績評定より減ずる措置を行う。
 - 1) 提案内容に対して、達成率が60%未満の場合 10点
 - 2) 提案内容に対して、達成率が60%以上、80%未満の場合 5点
 - 3) 提案内容に対して、達成率が80%以上、100%未満の場合 3点なお、受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による条件の変更又はその他の特別な事情が有る場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。
- ③ 受注者の責により提案内容が履行されなかった場合は、上記②の定めに関わらず重大な契約違反として取り扱う場合がある。
- ④ 予決令第85条の基準に基づく価格(調査基準価格)に満たない者が当該業務を受注した場合には、業務完了後に履行確実性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正した資料の提出を求め、履行確実性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評定に十分反映させるものとする。

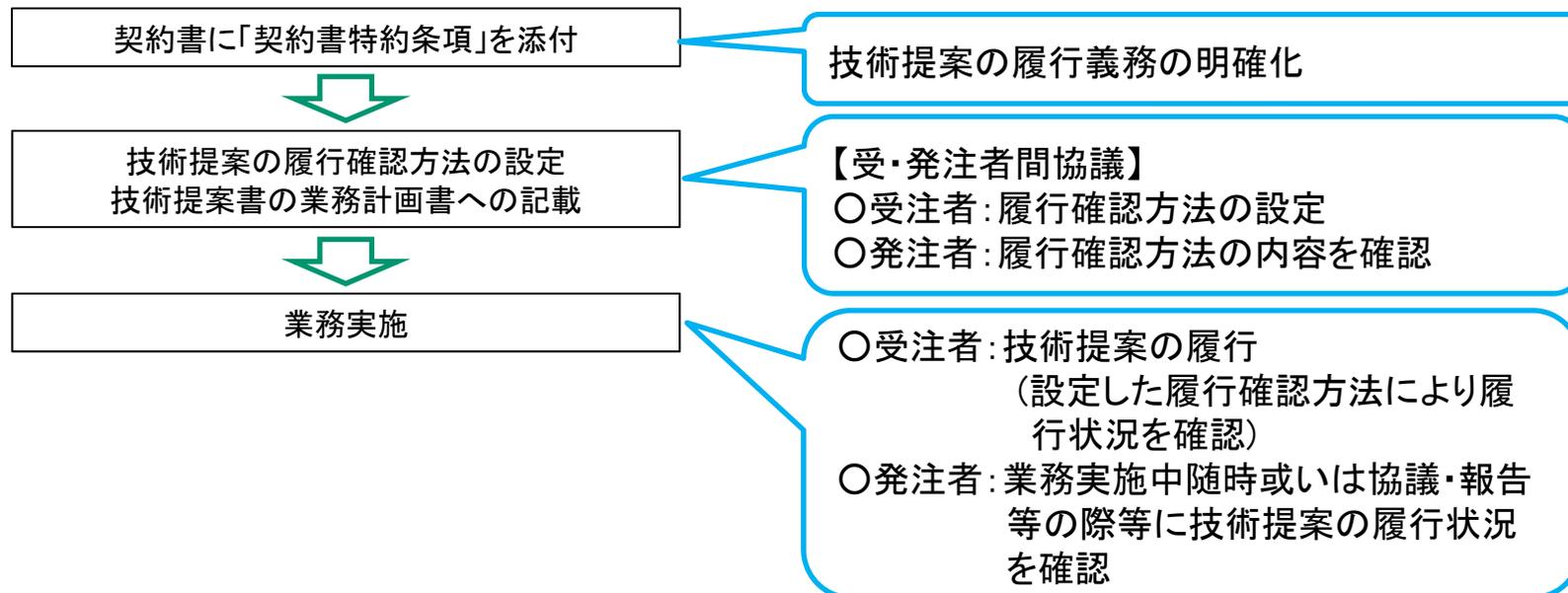


総合評価落札方式における技術提案書に基づく業務

(2) 総合評価落札方式における技術提案の履行確認

総合評価落札方式における技術提案については、提案内容を契約書に特約条項として添付するとともに、当該技術提案の内容及び履行確認の方法を業務計画書へ記載することを契約図書(契約書、設計図書(入札説明書等))に明記することとしている。これにより、確実な履行確認及び検査が可能となり、技術提案の適正な評価につながることになる。

受注者は、入札時に提出した「技術提案書」の内容に基づき適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、業務計画書に記載するものとする。また、受注者の履行確認方法を調査職員と協議し、併せて業務計画書に記載の上、調査職員に提出しなければならない。





発注方式別の具体的な実施手順(プロポーザル方式)

(1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

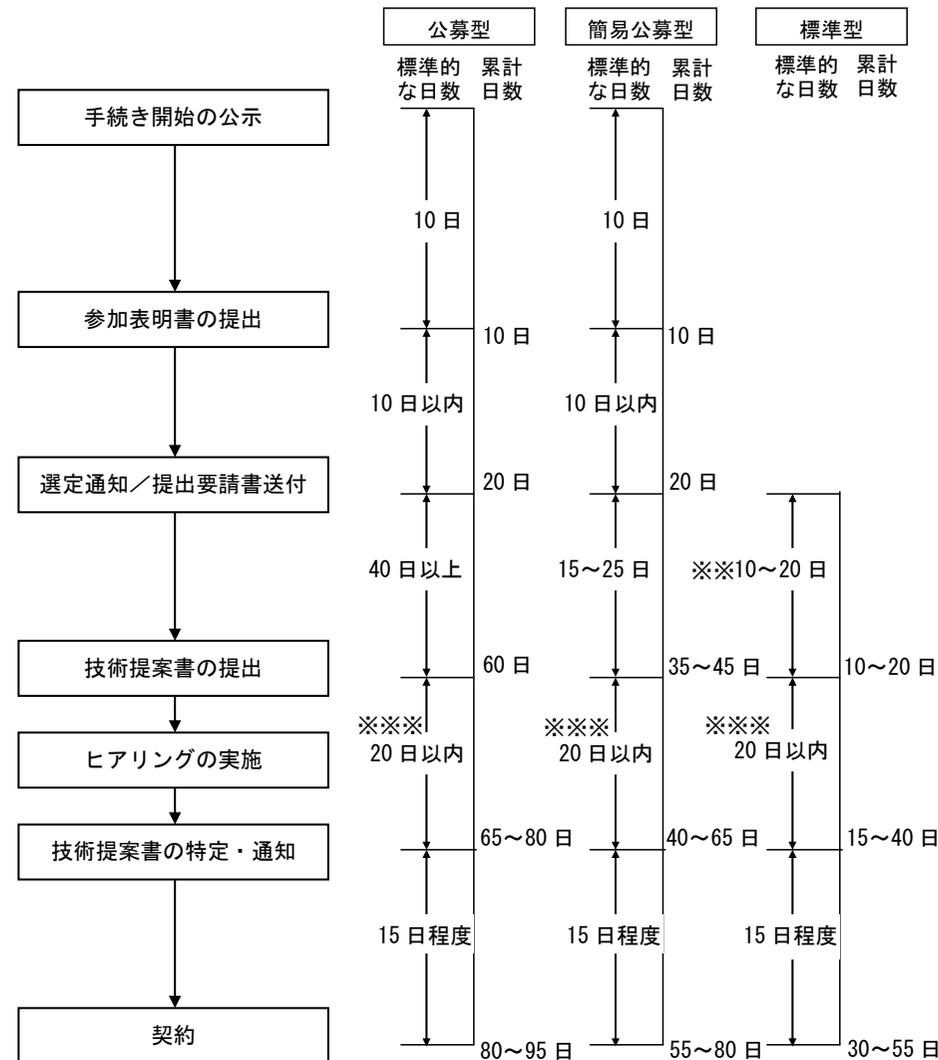


図1 プロポーザル方式の実施手順

※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。
 ※※適宜短縮可能。
 ※※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。



発注方式別の具体的な実施手順（総合評価落札方式（標準型））

（2）総合評価落札方式（標準型）の実施手順

総合評価落札方式（標準型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

なお、発注者支援業務等、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。

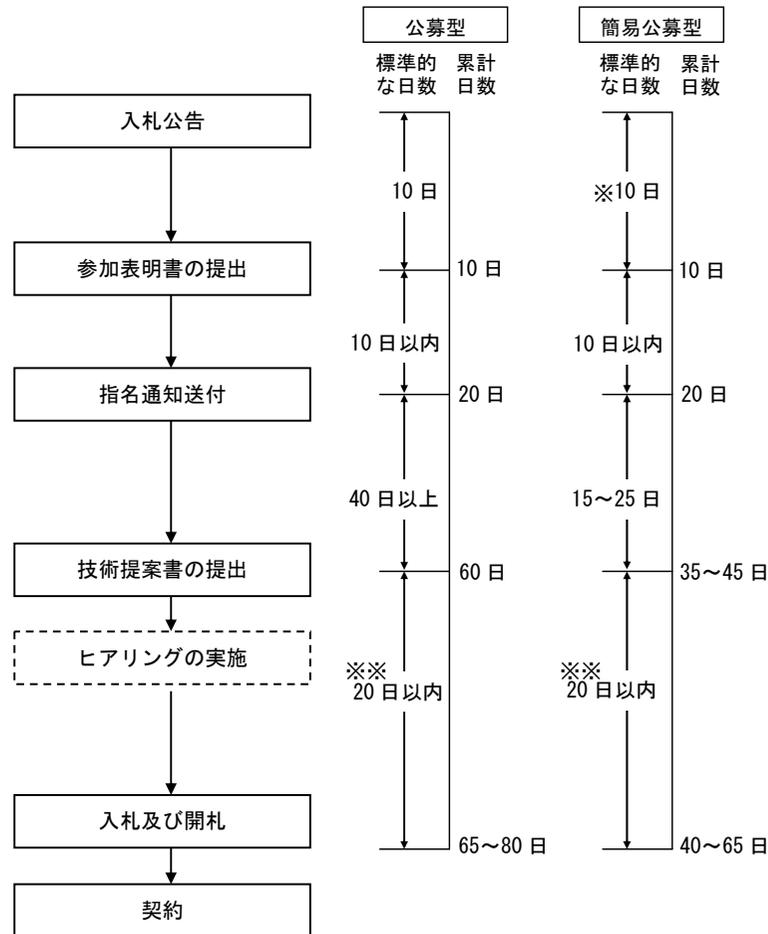


図2 総合評価落札方式(標準型)の実施手順

※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

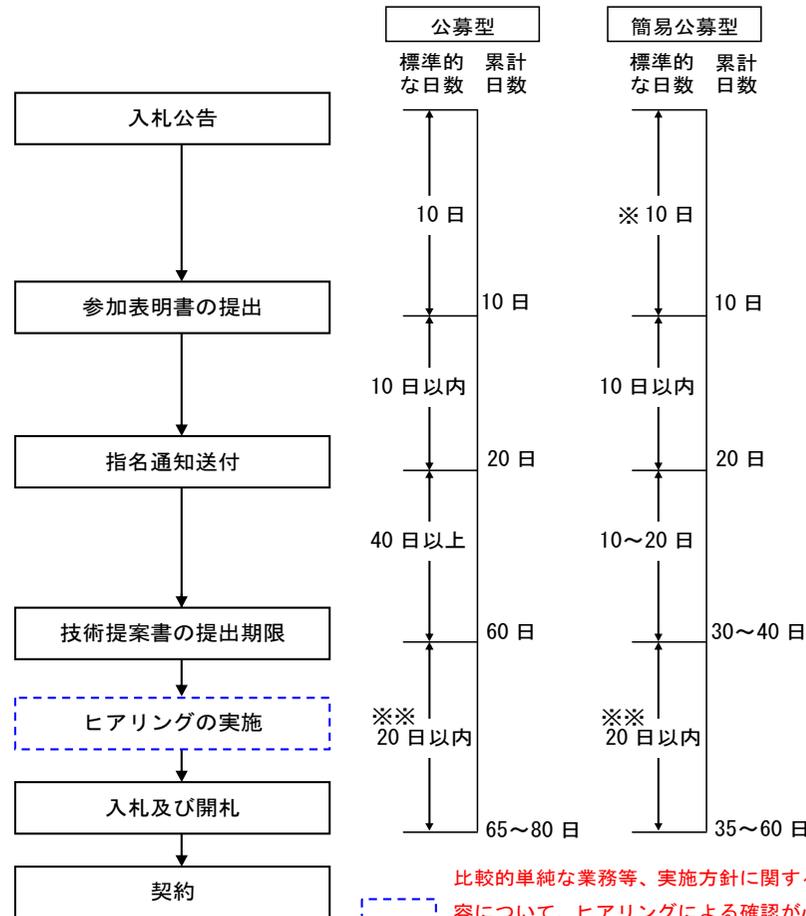


発注方式別の具体的な実施手順（総合評価落札方式（簡易型））

（3）総合評価落札方式（簡易型）の実施手順

総合評価落札方式（簡易型）を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

なお、発注者支援業務等、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

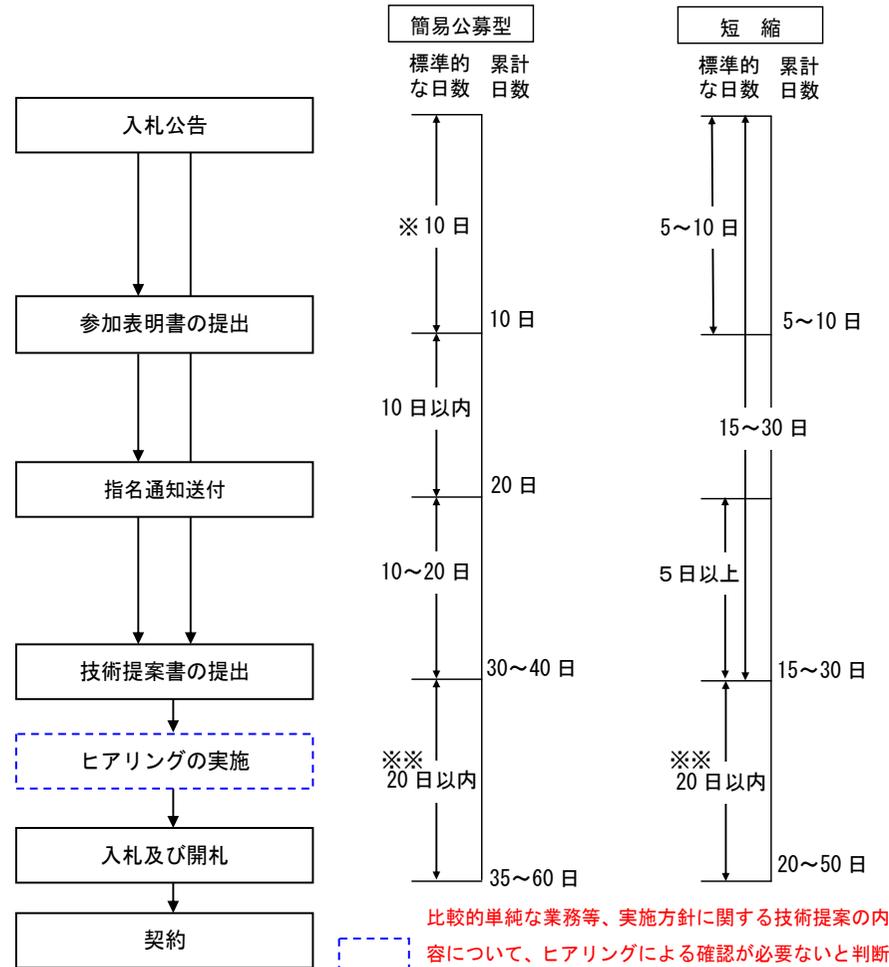
※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

図3 総合評価落札方式(簡易型)の実施手順



発注方式別の具体的な実施手順（総合評価落札方式（簡易型））

さらに、総合評価方式（簡易型）では、簡易公募型もしくはそれに準ずる方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図ることとする。



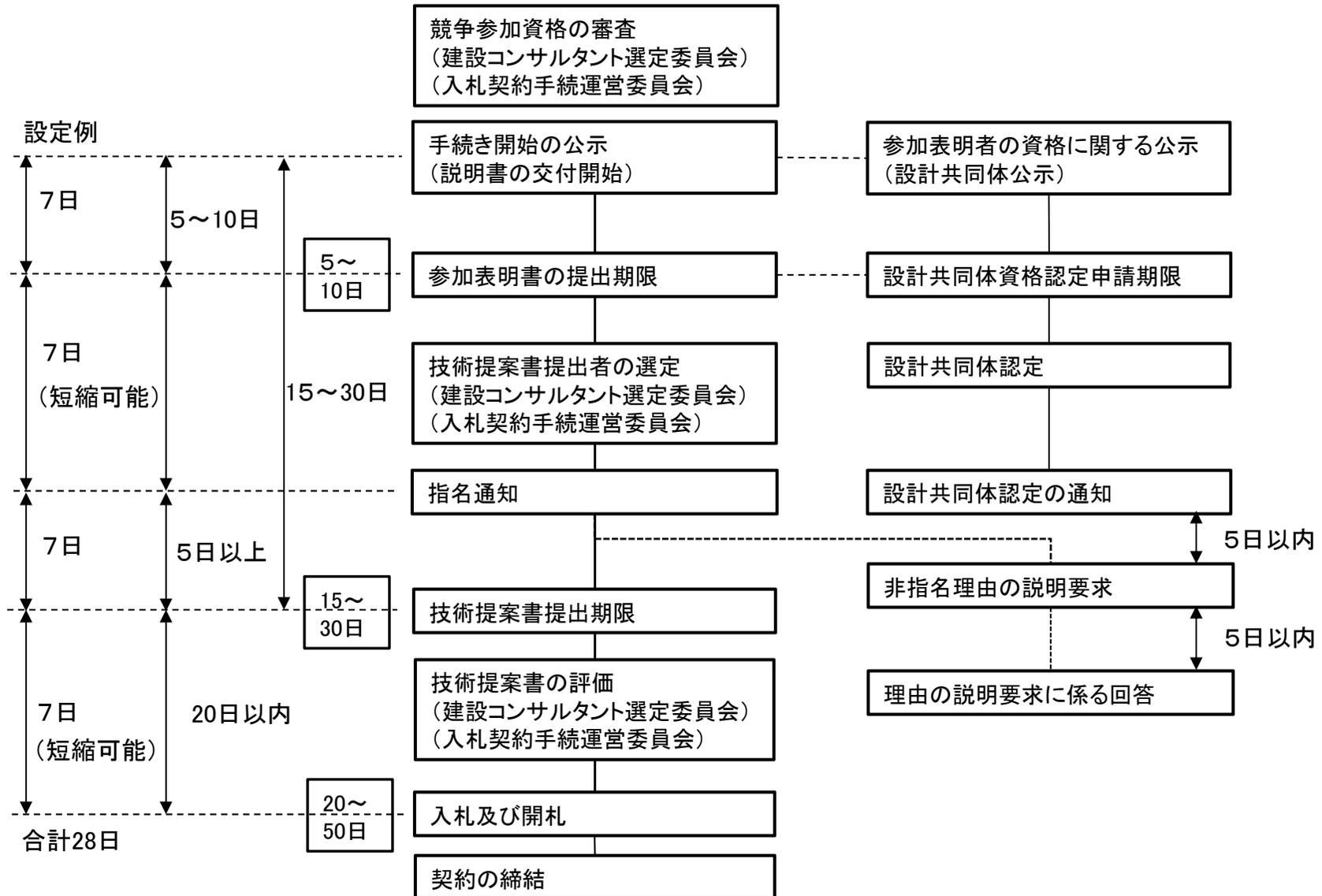
※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

図3 総合評価落札方式(簡易型)の実施における手続期間の短縮



発注方式別の具体的な実施手順（総合評価落札方式(業務能力重視型)）





1. 総合評価落札方式(業務能力重視型)の試行について(継続)
2. 若手技術者登用型の試行について(平成30年4月以降公告業務等)
3. 業務チャレンジ型の試行について(継続)
4. 技術者資格に関する評価基準の見直しについて(平成30年4月以降公告業務等)
5. 技術者評価(成績)の見直しについて(平成30年4月以降公告業務等)
6. 表彰に関する評価基準の見直しについて(継続)
7. 出産等が不利にならない技術者評価について(継続)
8. 地域貢献度評価の導入について(継続)
9. プロポーザル方式に係る見直し(平成30年4月以降公告業務等)



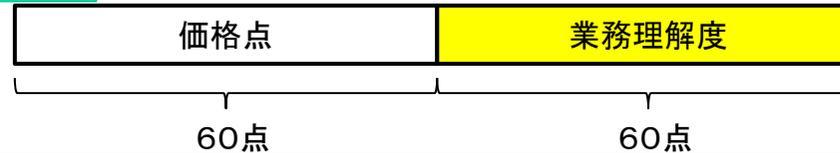
1. 業務能力重視型の新たな試行の取り組み（継続）

簡易公募型競争入札（価格競争）を適用してきた予定価格が500万円以下の業務について、**業務理解度の評価に特化した「業務能力重視型」**を試行する。

業務能力重視型は、予定価格が100万円以上500万円未満で価格競争を適用してきた業務を対象に、平成27年9月以降に公示する業務より試行する。

簡易公募型競争入札方式（価格競争）

総合評価落札方式（業務能力重視型）



評価項目		評価基準	配点	技術点
業務の理解度	実施上の留意点	実施上の留意点が具体的に記載され、業務を適切に理解している。	30	60
		実施上の留意点の一部不整合な部分がある。	0	
	実施手順	業務実施手順を示す業務フローが妥当である。	30	
		業務フローの一部不整合な部分がある。	0	

○ 評価値の算定方法

評価値 = 技術評価値 + 価格評価点

価格評価点 = 価格評価点(60点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

○ 技術提案の履行確実性評価

技術評価点 = 60点 × 履行確実性度

○ 履行確実度評価

履行確実度 = $\frac{\text{審査項目(a)~(d)のうち「○」と審査した項目数}}{4}$

履行確実性度

(a)~(d)までの各項目毎に審査(「○」or「×」)した上で5段階で総合評価する

- (a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- (b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われるか
- (c) 品質管理体制が確保されているか
- (d) 再委託先への支払いは適切か。



2. 若手技術者登用型の試行について

対象：平成30年4月以降公告業務等

【目的】

業務における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者(公告年度の4月1日時点で満40歳未満)が監理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、経験の多い技術者(技術指導者)をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

【実施概要】

技術指導者を配置した場合には党が技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

【対象案件】

原則、全発注業務案件

■評価の考え方

若手技術者＋技術指導者

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者の実績で評価する

	評価等の項目	若手管理技術者	技術指導者	備考
競争参加要件	資格	○	○	
	業務実績		○	
総合評価での加点	業務実績		○	
	資格	○		
	地域精通度		○	
	成績		○	
	表彰		○	

注1) 技術指導者を配置する場合は、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。

- ① 配置予定技術者の求める資格を有すること。
- ② 定期的に配置予定技術者の指導を行うこと。(1回/週程度)
- ③ 発注者で行う全ての協議、報告、打合せに出席すること。

注2) 技術指導者を含む複数の者が指導することを妨げない。

注3) 技術指導者は、若手技術者より若くても要件を満足すれば配置可能。



3. 業務チャレンジ型の試行について（継続）

【目的】

- 測量・調査業務において、若手技術者の活躍や地域企業の受注機会の確保
- 災害時に対応できる地域企業や技術者の育成

【試行内容】平成29年4月以降に公示する業務のうち、以下の条件をもとに案件を抽出して試行。

- 比較的難易度の低い総合評価落札方式（簡易型および業務能力重視型）の業務を対象。
- 企業の実績要件は現行のとおり必須。配置予定技術者の実績要件は求めない。
- 技術提案書の実施方針において、履行を行う上での留意点が妥当である場合について優位に評価。
- 企業の実績要件は現行の「過去10年間＋公示日まで」から「過去15年間＋公示日まで」に緩和。
- 分任官発注のうち、過年度に入札参加者数が少数(3者以下)であった案件を対象に数件/年程度を試行。

■ 試行：総合評価落札方式（簡易型、業務能力重視型）（チャレンジ型）

指名段階評価基準（簡易型、業務能力重視型）

評価項目		評価の着目点			標準	チャレンジ型
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	有資格者名簿への登録	適/否	適/否
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去○年間（公示日まで）に完了した同種・類似業務の実績の内容 過去3年間の業務成績評定点の平均値（60点以上）※	適/否（10年）	適/否（15年）
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	配置予定技術者の技術者資格	適/否	適/否
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間（公示日まで）に完了した同種・類似業務の実績の内容 過去3年間の業務成績評定点の平均値（60点以上）※	適/否	—

※地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務（港湾空港関係）で業務成績評定点があるもの。

技術提案書評価基準（簡易型）

評価項目		評価の着目点			標準	チャレンジ型
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格	4点(-)	6点
		専門技術力	業務執行技術力	同種・類似業務の実績	8点	—
	成績・表彰	情報収集力	地域精進度	当該地域の業務の実績	3点(7点)	8点
		専門技術力	業務執行技術力	業務成績の平均値 技術者表彰等	25点 10点	—
実施方針、実施フロー、工程計画、その他	業務理解度			20点	20点	
	実施手順			10点	10点	
	工程計画			10点	10点	
	その他			10点	6点	
合計					100点	60点

※()書きは専門資格を優位に評価しない場合

技術提案書評価基準（業務能力重視型）

評価項目		評価の着目点		標準	チャレンジ型
業務の理解度	実施上の留意点			30点	30点
	実施手順			30点	30点
合計				60点	60点

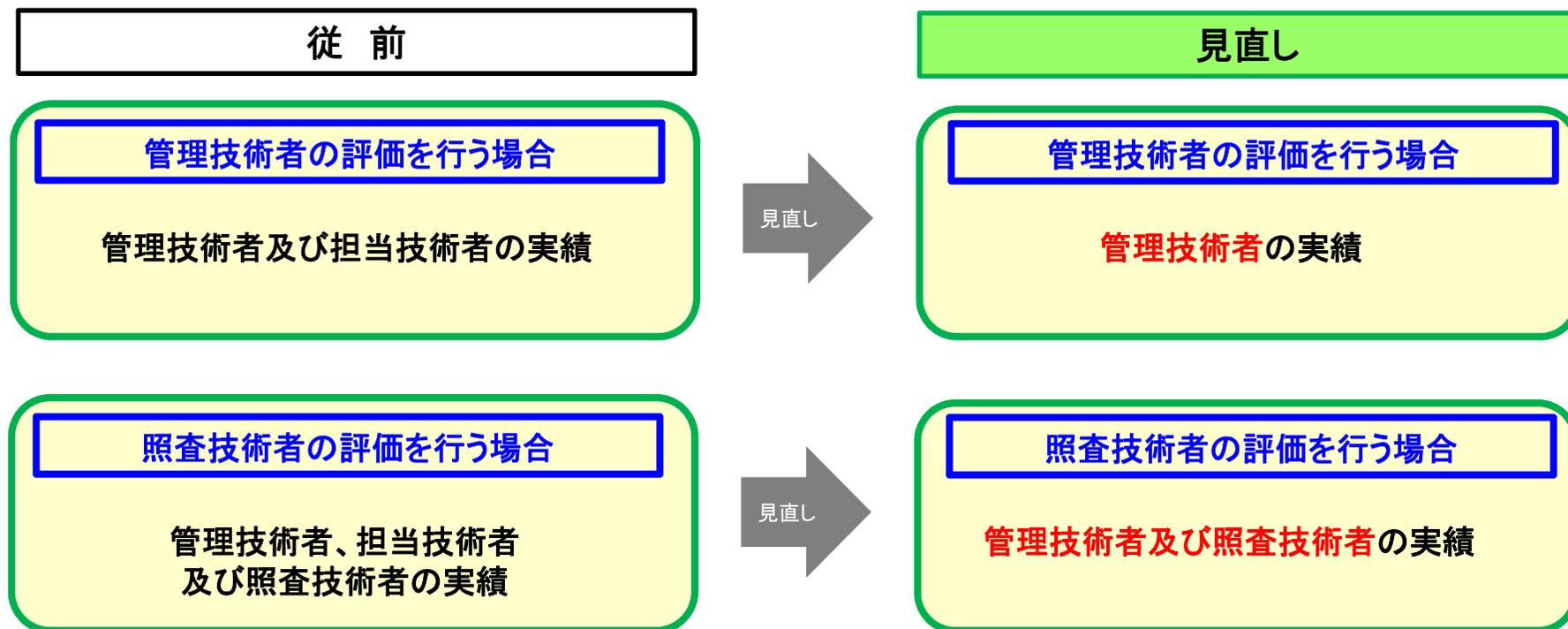
※チャレンジ型においては、業務全体の実施方針に加えて、履行を行う上での留意点を求め業務理解度を評価する。



4. 技術者評価(成績)の見直しについて

対象:平成30年4月以降公告業務等

管理技術者及び、照査技術者については平均業務成績評定点の算出する対象を、現行の「管理技術者(照査技術者)及び担当技術者の実績」から「管理技術者(照査技術者)の実績」に限定する見直しを行う。



※ただし、担当技術者の実績しかない場合は、担当技術者の実績で評価する。



5. 技術者資格に関する評価基準の見直しについて

(発注者支援業務は対象外)

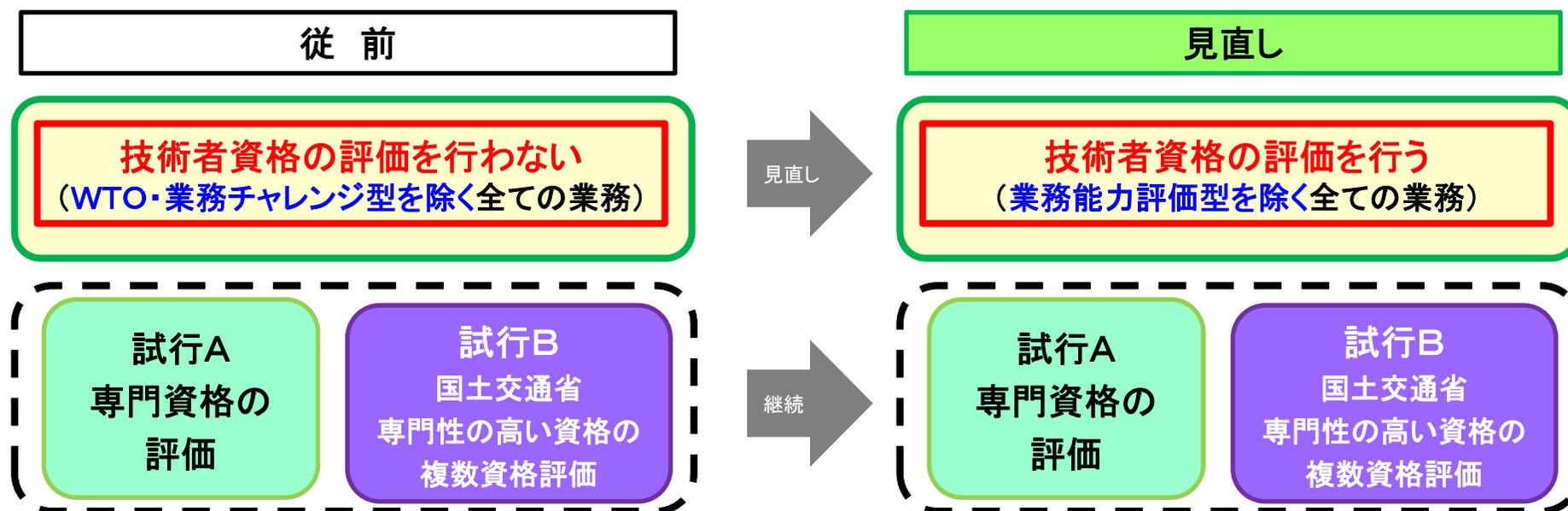
対象：平成30年4月以降公告業務等

- ①業務能力評価型を除く全ての業務について、技術提案評価段階における**技術者資格の評価を行う**。
- ②測量・調査業務及び設計業務について、専門性の高い資格を評価する試行をWTO対象業務以外の業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式(標準型、簡易型)において実施する。

試行A 測量・調査業務 → 専門資格保有者を現地調査中、専任で配置する場合に加点。

試行B 設計業務 → 専門性の高い資格を複数資格として保有する場合に加点。

なお、平成30年4月1日以降に公示する業務より順次試行する。





5-1. 試行A（専門資格の評価）の概要（継続）

港湾工事に必要な測量・調査は、その大部分が海上や海中であり、陸上で実施する測量・調査に比べて気象・海象条件等の影響を受けやすく、また、調査場所の沖合展開や供用中の航路や泊地での測量・調査など、厳しい条件下での測量・調査となっており、海洋調査を熟知した技術者の配置が重要である。

このような条件下で安全かつ確実に測量・調査を実施する必要があるため、専門資格を保有する技術者を高く評価する試行を行う。

試行対象は、深淺測量、水路測量、水質調査、底質調査、工事環境監視、底生生物調査、気象・海象調査、磁気探査、土質調査、劣化状況調査とする。※潜水探査は含まない

試行A(専門資格の評価)

現地調査中、当該業務に関連する専門資格を保有する技術者を、専任で配置する場合に加点する。

評価対象技術者は、管理技術者又は担当技術者とする。

※技術者を複数申請し、現地調査日毎に申請者のいずれか1名以上を専任配置する場合も可とする。

ただし、複数申請する場合の技術者は、上記業務実施体制に含まれる管理技術者又は担当技術者に限る。

加点評価する専門資格

区分	技術者資格							
	港湾海洋調査士					水路測量技術		海洋・港湾構造維持管理士
	深淺測量部門	危険物探査部門	土質・地質調査部門	環境調査部門	気象・海象調査部門	沿岸(1級)	港湾(1級)	
深淺測量	○専					○専	○専	
水路測量						○専	○専	
水質調査				○専				
底質調査				○専				
工事環境監視				○専				
底生生物調査				○専				
磁気探査		○専						
土質調査			○専					
気象・海象調査					○専			
国有港湾施設の劣化状況現況調査								○専



5-2. 試行B（専門性の高い資格の複数資格）の概要（継続）

近年、港湾関係の設計業務において、粘り強い構造の検討や供用中の施設における老朽化対策など、より専門技術力が必要な設計業務が増えている。

このため、成果品の品質の確保・向上の観点から技術士等、他の資格に比べより海洋・港湾構造物に関する分野に特化した専門性の高い資格を技術士等の競争参加資格として設定した資格にプラスして保有している場合に評価する試行を行う。

なお、専門性の高い資格は、平成27年1月に国土交通省登録技術者資格として登録された『海洋・港湾構造物維持管理士』及び『海洋・港湾構造物設計士』とする。

○港湾構造物の設計

競争参加資格	技術士、博士、APECエンジニア、土木学会認定技術者、RCCM、海洋・港湾構造物設計士
--------	---

※ 競争参加資格は、業務内容に応じて設定する。



専門性の高い資格 (登録技術者資格)	海洋・港湾構造物設計士
-----------------------	-------------

※海洋・港湾構造物設計士のみを保有している場合は、加点しない

○港湾施設の維持管理

競争参加資格	技術士、博士、APECエンジニア、土木学会認定技術者、RCCM、海洋・港湾構造物設計士、海洋・港湾構造物維持管理士
--------	---

※ 競争参加資格は、業務内容に応じて設定する。



専門性の高い資格 (登録技術者資格)	海洋・港湾構造物維持管理士
-----------------------	---------------

※海洋・港湾構造物維持管理士のみを保有している場合は、加点しない



6. 表彰に関する評価基準の見直しについて（継続）

建設コンサルタント等の業務を大別すると、港湾計画に係る業務、発注者支援に係る業務、港湾施設の設計に係る業務、測量・調査に係る業務に分けることができる。

このため、配置予定技術者の表彰実績の評価について、発注業務により適した受賞実績となるよう、下記の4区分に大別して試行する。

- ・建設コンサルタント等(港湾計画調査関係業務)
- ・建設コンサルタント等(発注者支援関係業務)
- ・建設コンサルタント等(設計関係業務)
- ・測量・調査

なお、平成27年9月以降に公示する業務より試行する。

従 前

近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の平成24年4月1日から平成27年3月31日までに完了した業務のうち、優良工事等施工者(建設コンサルタント等)又は優秀建設技術者表彰の経歴について、下記の順位で評価する。(照査技術者の業務経歴は認めない)

- ①局長表彰の実績がある
- ②事務所長表彰の実績がある
- ③上記以外

【優良工事施工者又は建設技術者表彰の対象となる過去3ヶ年は、8月1日(参加表明書提出期限日)で更新】

見直し

近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の平成26年4月1日から平成29年3月31日までに完了した業務のうち、(業務内容に応じた上記4区分から選択)における優良工事等施工者(建設コンサルタント等)又は優秀建設技術者表彰の経歴について、下記の順位で評価する。(照査技術者の業務経歴は認めない)

- ①局長表彰の実績がある
- ②港湾空港部長表彰又は事務所長表彰の実績がある
- ③上記以外

【優良工事施工者又は建設技術者表彰の対象となる過去3ヶ年は、8月1日(参加表明書提出期限日)で更新】



7. 出産等が不利にならない技術者評価について（継続）

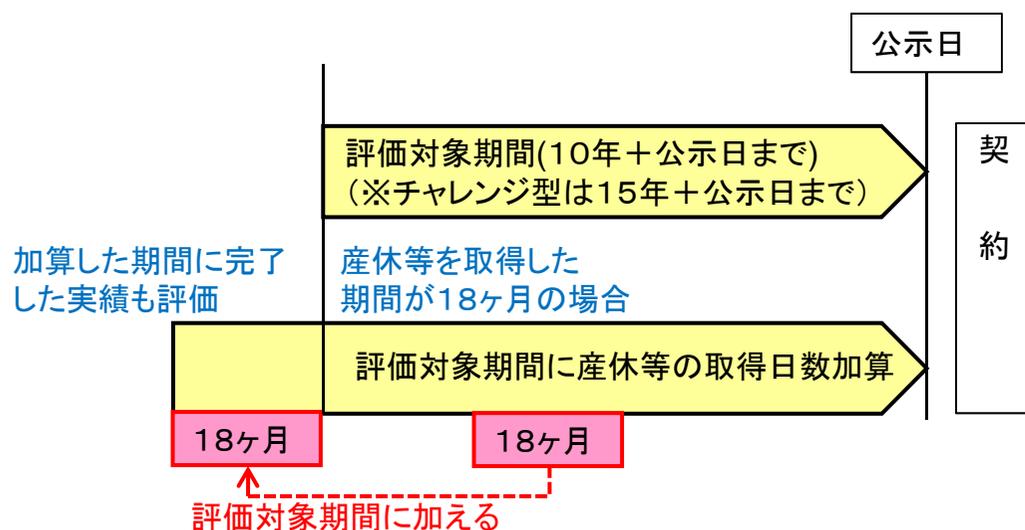
【目的】

- 担い手確保やワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みの一つとして、出産・育児・介護休業(以下、「産休等」という。)が不利にならない技術者評価を行う。

【試行内容】平成29年4月以降に公示する業務において試行。

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式(標準型、簡易型、業務能力重視型、チャレンジ型)の業務を対象。
- 配置予定技術者に求める実績(同種又は類似業務の実績、地域精通度)の評価対象期間に、産休等の取得期間相当分を加算。

【イメージ】産休等の取得期間に相当する期間を評価対象期間に加える措置



※産休等を取得した期間の上限は定めない。



8. 地域貢献度評価の導入について（継続）

【目的】

●企業の災害対応に関する取り組み姿勢について、地域への貢献度を高く評価。

【導入内容】平成29年4月以降に公示する業務のうち、以下の条件をもとに案件を抽出して導入する。

●総合評価落札方式（標準型、簡易型、業務能力重視型）の業務を対象。

●契約手続きにおける競争性をより一層確保する観点から、原則、参加資格要件を満たす企業すべてを指名しているところであるが、**過去の実績等から多数（10者以上）の参加者が見込まれる場合に、指名段階において災害協定の評価を含めた参加表明者及び配置予定管理技術者の技術的能力の評価を行い、配点の高い者から10者を指名する。**

■指名段階評価基準 総合評価落札方式（標準型、簡易型、業務能力重視型）

評価項目			判断基準	従前		新たに導入	
				評価点	配点	評価点	配点
企業の経験及び能力	技術部門登録	当該部門の建設コンサルタント登録等	①あり	2点	2点	2点	2点
			②上記以外	0点		0点	
	成果の確実性	過去10年間（+公示日）までの同種又は類似業務等の実績	①同種業務の実績あり	13点	13点	11点	11点
			②類似業務の実績あり	6.5点		5.5点	
			③上記以外	指名しない		指名しない	
	地域貢献度	参加表明書の提出期限の日現在において、国内の行政機関との災害協定の締結の有無	①近畿地方整備局（港湾空港関係）との災害協定の締結あり	—	—	2点	2点
			②上記以外の行政機関との災害協定の締結あり	—		1点	
			③締結なし	—		0点	
	成果の確実性	過去3ヶ年の業務成績評定点の平均値	①～⑦直轄（港湾空港関係）実績	25点～0点	25点	25点～0点	25点
			⑧直轄（港湾空港関係）実績60点未満	指名しない		指名しない	
過去3ヶ年の業務表彰の有無		①局長表彰の実績あり	10点	10点	10点	10点	
		②港湾空港部長又は事務所長表彰の実績あり	5点		5点		
事故又は不誠実な行為		①指名停止期間中の場合	指名しない	—	指名しない	—	
		②～⑤（記載省略）	▲8点～▲3点		▲8点～▲3点		
小計					50点		50点
配置予定技術者の経験及び能力	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	①あり	数値化しない	—	数値化しない	—
			②上記以外	指名しない		指名しない	
	業務執行技術力	過去10年間（+公示日）までの同種又は類似業務等の実績	①同種業務の実績あり	15点	15点	15点	15点
			②類似業務の実績あり	7.5点		7.5点	
			③上記以外	指名しない		指名しない	
	過去3ヶ年の業務成績評定点の平均値	過去3ヶ年の業務成績評定点の平均値	①～⑦直轄（港湾空港関係）実績	25点～0点	25点	25点～0点	25点
			⑧直轄（港湾空港関係）実績60点未満	指名しない		指名しない	
			過去3ヶ年の業務表彰の有無	過去3ヶ年の業務表彰の有無		①局長表彰の実績あり	
	②港湾空港部長又は事務所長表彰の実績あり	5点			5点		
	③実績なし	0点			0点		
小計					50点		50点
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	（記載省略）	数値化しない	—	数値化しない	—	
合計					100点		100点

■評価対象

・公共事業を実施する行政機関（国、地方公共団体）との災害協定の締結を対象とする。
 ・災害協定の締結は、参加表明者が加盟する団体によるものも有効とする。



9. プロポーザル方式に関する見直し

対象：平成30年4月以降公告業務等

特定要件の見直し(最低条件の設定)及び、参考業務規模(金額)の評価基準の設定を行う。

■特定要件の見直し(最低条件の設定)

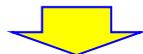
【従 前】 総合的比較優位で特定(最低条件なし)



【見直し】 総合的比較優位に加え、
実施方針等評価と特定テーマ技術提案評価の配点合計の6割以上を特定要件とする。

■参考業務規模(金額)の評価基準の設定

【従 前】 特に規定なし



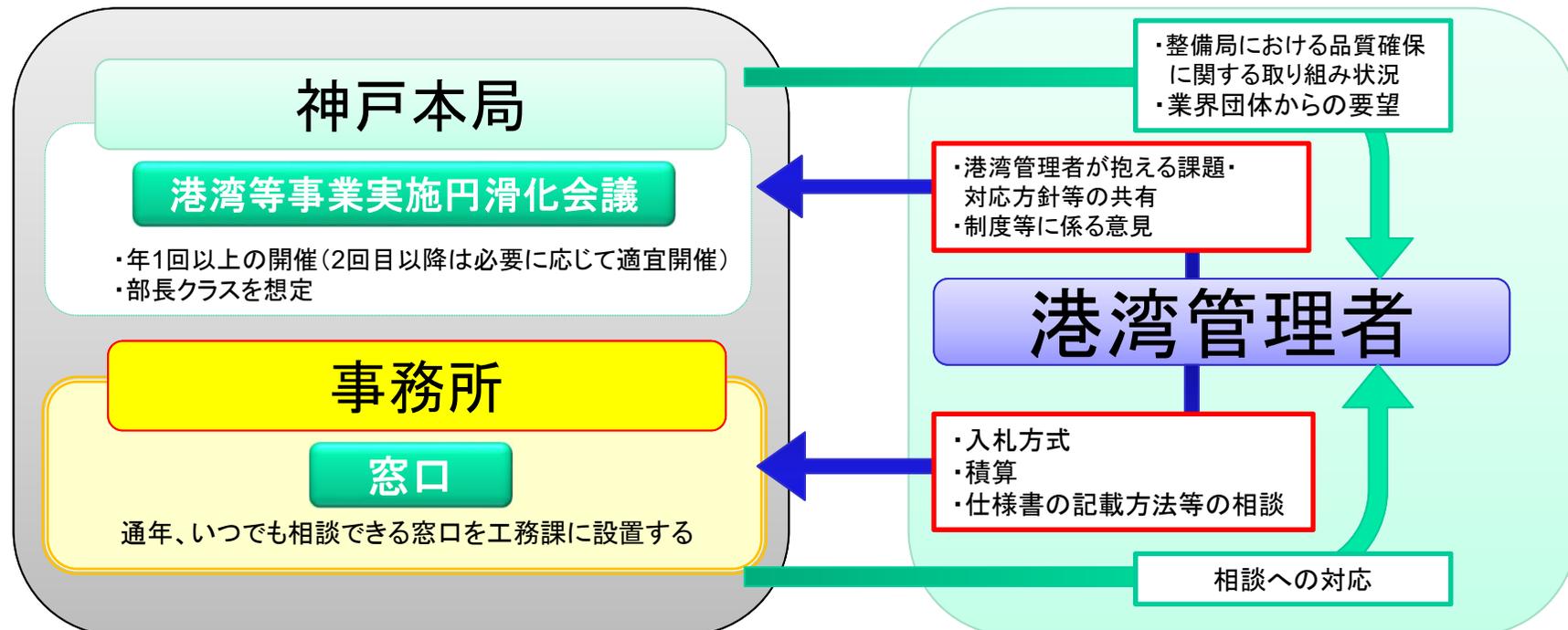
【見直し】 90～110%の範囲外の場合は「提示した業務規模と大きく乖離がある」と評価する。

※提示した業務規模と大きく乖離がある → 技術提案書を無効とする

港湾関係における発注関係事務に関する相談窓口

- 港湾関連の発注関係事務に関する個別具体的な課題・疑問について、気軽に相談できる窓口を各事務所に設置する。

相談窓口 事務所・担当		港湾管理者
舞鶴港湾事務所	担当:工務課 課長 TEL 0773-75-0845	滋賀県・京都府
大阪港湾・空港整備事務所	担当:工務課 課長 TEL 06-6574-8561	大阪府・大阪市
神戸港湾事務所	担当:第一工務課 課長 TEL 078-333-2551	兵庫県・神戸市・洲本市
和歌山港湾事務所	担当:工務課 課長 TEL 073-422-8187	和歌山県





国土交通省 港湾関連事業の公共調達制度に係るホームページ

[http:// www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000007.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000007.html)

改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針
(運用指針)について

<http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>

近畿地方整備局港湾空港部 総合評価落札方式の評価基準 等

<http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/business/contract.html>

《国・府県政令市等(近畿地方整備局管内)における公共工事の発注見通し》

[http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/hukentou/hukentou -mitoshi.html](http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/hukentou/hukentou-mitoshi.html)